

東京立正短期大学

自己点検・評価報告書

2023 年 6 月

目次

様式 2－目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	1
(1) 学校法人及び短期大学の沿革	1
＜学校法人の沿革＞	1
＜短期大学の沿革＞	2
(2) 学校法人の概要	4
(3) 学校法人・短期大学の組織図	5
(4) 立地地域の人口動態・学生の入学傾向・地域社会のニーズ	6
(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 4（2022）年度）	11
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	17
〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕	17
〔区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。〕	17
＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞	17
〔区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕	18
＜区分 基準Ⅰ-A-2 の現状＞	18
＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞	19
＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞	20
〔テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果〕	20
〔区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。〕	20
＜区分 基準Ⅰ-B-1 の現状＞	20
〔区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕	21
＜区分 基準Ⅰ-B-2 の現状＞	21
〔区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕	23
＜区分 基準Ⅰ-B-3 の現状＞	23
＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞	26
＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞	26
〔テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証〕	26
〔区分 基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕	27
＜区分 基準Ⅰ-C-1 の現状＞	27
〔区分 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。〕	27
＜区分 基準Ⅰ-C-2 の現状＞	28
＜テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞	28
＜テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞	28
＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞	28
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	33
〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕	33
〔区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕	33
＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞	33
〔区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している〕	35

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞	36
〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕	39
＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞	39
〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕	39
＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞	39
〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕	40
＜区分 基準Ⅱ-A-5 の現状＞	40
〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕	41
＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞	41
〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕	42
＜区分 基準Ⅱ-A-7 の現状＞	42
〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕	43
＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞	43
＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞	43
＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞	44
〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕	44
〔区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕	45
＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞	45
〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕	46
＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞	47
〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕	48
＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞	48
〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕	51
＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞	51
＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞	55
＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞	57
＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞	57
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	63
〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕	63
〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕	63
〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕	65
＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞	65
〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕	66
＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞	66
〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕	66
＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞	67
＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞	67
＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞	67
〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕	68
〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕	68
＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞	68

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]	69
<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>	69
<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>	69
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	70
[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]	70
<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>	70
<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>	71
<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>	71
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	71
[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]	72
<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>	72
[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]	73
<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>	74
<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>	74
<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>	75
<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>	75
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	79
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	79
[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]	79
<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>	80
<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>	80
<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>	80
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	80
[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]	81
<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>	81
<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>	82
<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>	82
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	82
[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]	82
[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]	83
<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>	83
[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]	83
<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>	83
<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>	83
<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>	83
<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>	84

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、東京立正短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

2023（令和 5 年）6 月 30 日

理事長
山田 教周

学長
清水 海隆

ALO
鈴木 健史

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人の沿革 >

1926 年（昭和元年）	立正高等女学校設立 認可(初代校主 岡田日帰)
1927 年（昭和 2 年）	立正高等女学校 開校 校舎本館完成
1928 年（昭和 3 年）	立正高等女学校付属技芸科 設立
1931 年（昭和 6 年）	立正高等女学校付属技芸科を立正技芸専修学校と改称 （のちに立正第一女学校と改称） 立正高等女学校第 1 回卒業式挙行 同窓会 設立 堀日正（妙法寺 31 世）第 2 代理事長 就任
1932 年（昭和 7 年）	立正父母の会 設立
1935 年（昭和 10 年）	財団法人・堀之内学園 認可
1937 年（昭和 12 年）	講堂竣工（現在も使用）
1940 年（昭和 15 年）	立正高等女学校 進学、就職、家庭の三部制を廃止
1941 年（昭和 16 年）	堀之内夜間中学校（のち堀之内中学校、堀之内高等学校、 さらに東京立正中学校男子部、東京立正高等学校男子部 へと改組）（男子部）開校
1942 年（昭和 17 年）	堀之内夜間中学校第 1 期校舎 竣工
1945 年（昭和 20 年）	空襲により校舎本館焼失 教員、生徒による消火活動により講堂は焼失を逃れる
1947 年（昭和 22 年）	学制改革により東京立正中学校、堀之内中学校 認可
1948 年（昭和 23 年）	学制改革により東京立正高等学校、堀之内高等学校 認可 立正高等女学校 廃止
1949 年（昭和 24 年）	新制東京立正高等学校 第 1 回卒業式 挙行 旧制立正高等女学校 第 19 回卒業式 挙行（最後の卒業式） 法人合併により、堀之内中学校は東京立正中学校男子部、 堀之内高等学校は東京立正高校男子部となる
1950 年（昭和 25 年）	第 1 期校舎 竣工

東京立正短期大学

1951 年（昭和 26 年）	学校法人・堀之内学園 認可
1955 年（昭和 30 年）	東京立正中学校男子部、東京立正高等学校男子部 閉校
1957 年（昭和 32 年）	第 3 代理事長 大塚教偉 就任
1959 年（昭和 34 年）	本館（現在の東京立正中学・高等学校校舎） 完成
1962 年（昭和 37 年）	体育館（現第一体育館）、プール、東校舎 完成
1965 年（昭和 40 年）	第 4 代理事長 小林教明 就任
1965 年（昭和 40 年）	東京立正女子短期大学の設立認可を申請
1966 年（昭和 41 年）	東京立正女子短期大学 開校 英米語学科（秘書、教職、教養の 3 コース）
1976 年（昭和 51 年）	第 5 代理事長 茂田井教亨 就任
1984 年（昭和 59 年）	第 6 代理事長 駒野教格 就任
1993 年（平成 5 年）	湯ノ丸高原荘 完成（2015 年閉館）
2002 年（平成 14 年）	東京立正女子中学校、高等学校を共学化 東京立正中学校、高等学校と改称
2005 年（平成 17 年）	東京立正女子短期大学を共学化 東京立正短期大学に改称 東京立正短期大学現代コミュニケーション学科に保育士養成課程を設置、あわせて専攻科を開設
2006 年（平成 18 年）	東京立正短期大学現代コミュニケーション学科に現代コミュニケーション専攻、幼児教育専攻の 2 専攻を置く
2014 年（平成 26 年）	第 7 代理事長 山田教周 就任
2018 年（平成 30 年）	東京立正保育園開設 岡田日帰上人記念講堂が国の登録有形文化財（建造物）に登録される

< 短期大学の沿革 >

1966 年（昭和 41 年）	東京立正女子短期大学 開校 英米語学科（秘書、教職、教養の 3 コース） 初代学長 藤井教詮 就任
1967 年（昭和 42 年）	東京立正女子短期大学父母の会 発足
1970 年（昭和 45 年）	旧学生寮 開設
1971 年（昭和 46 年）	英米語学科に観光コース設置 第 2 代学長 岩本経丸 就任
1973 年（昭和 48 年）	東京立正女子短期大学同窓会 発足
1974 年（昭和 49 年）	第 3 代学長 庄司寿完 就任
1976 年（昭和 51 年）	親睦旅行 開始 海外研修 開始
1980 年（昭和 55 年）	旧学生寮 閉鎖

東京立正短期大学

1982 年（昭和 57 年）	新学生寮 開設
1986 年（昭和 61 年）	校歌完成発表会開催（作曲：服部克久、作詞：谷川俊太郎）
1987 年（昭和 62 年）	第 4 代学長 石川教統 就任 英語スピーチコンテスト 開始（2002 年から日本語スピーチも開始。2010 年から学習発表会に発展的解消）
1988 年（昭和 63 年）	教職コースを教職課程に変更
1989 年（平成元年）	新学生寮 閉鎖 第 5 代学長 藤田教忠 就任
1991 年（平成 3 年）	第 6 代学長 藤井教正 就任 東短協スピーチコンテスト（第 17 回）に参加 新図書館 開館
1999 年（平成 11 年）	教養コースを英米文化コースに改称
2000 年（平成 12 年）	秘書コースをビジネス・情報コースに改称
2001 年（平成 13 年）	英語コミュニケーション学科に名称変更
2002 年（平成 14 年）	現代コミュニケーション学科に改組（ビジネス情報コース・英語コミュニケーションコース・観光メディアコース・心理カウンセリングコース開設） 短大校舎の耐震工事实施 「学生ホール」（2 階建て）建設
2005 年（平成 17 年）	男女共学とし、東京立正短期大学に改称 現代コミュニケーション学科に保育士養成課程を設置、あわせて専攻科を開設
2006 年（平成 18 年）	現代コミュニケーション学科に現代コミュニケーション専攻（ビジネスコース・観光コース・心理コース）、幼児教育専攻の 2 専攻を置く
2009 年（平成 21 年）	現代コミュニケーション専攻のコース制を廃止しコア制（心理、ビジネス、観光）を開始（2011 年よりコース制に戻す） 第 7 代学長 坂輪宣敬 就任
2012 年（平成 24 年）	幼児教育専攻（保育士養成課程）を 3 年制から 2 年制に変更
2014 年（平成 26 年）	児童厚生員養成課程を設置
2015 年（平成 27 年）	第 8 代学長 工藤教和 就任
2016 年（平成 28 年）	東京立正短期大学 創立 50 周年
2019 年（令和元年）	第 9 代学長 北川前肇 就任

東京立正短期大学

2020 年（令和 2 年）	首都圏西部単位互換協定会 加入 新型コロナウイルス感染症の国内流行により、感染症対策を実施 サマーキャンプ（親睦旅行から改称）を中止 文化祭（Wisteria Festival）をオンライン抽選会として実施
2021 年（令和 3 年）	本館屋上モニュメント改修完了
2022 年（令和 4 年）	全面的に対面授業を実施 文化祭を 3 年ぶりに実施

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員および在籍者数

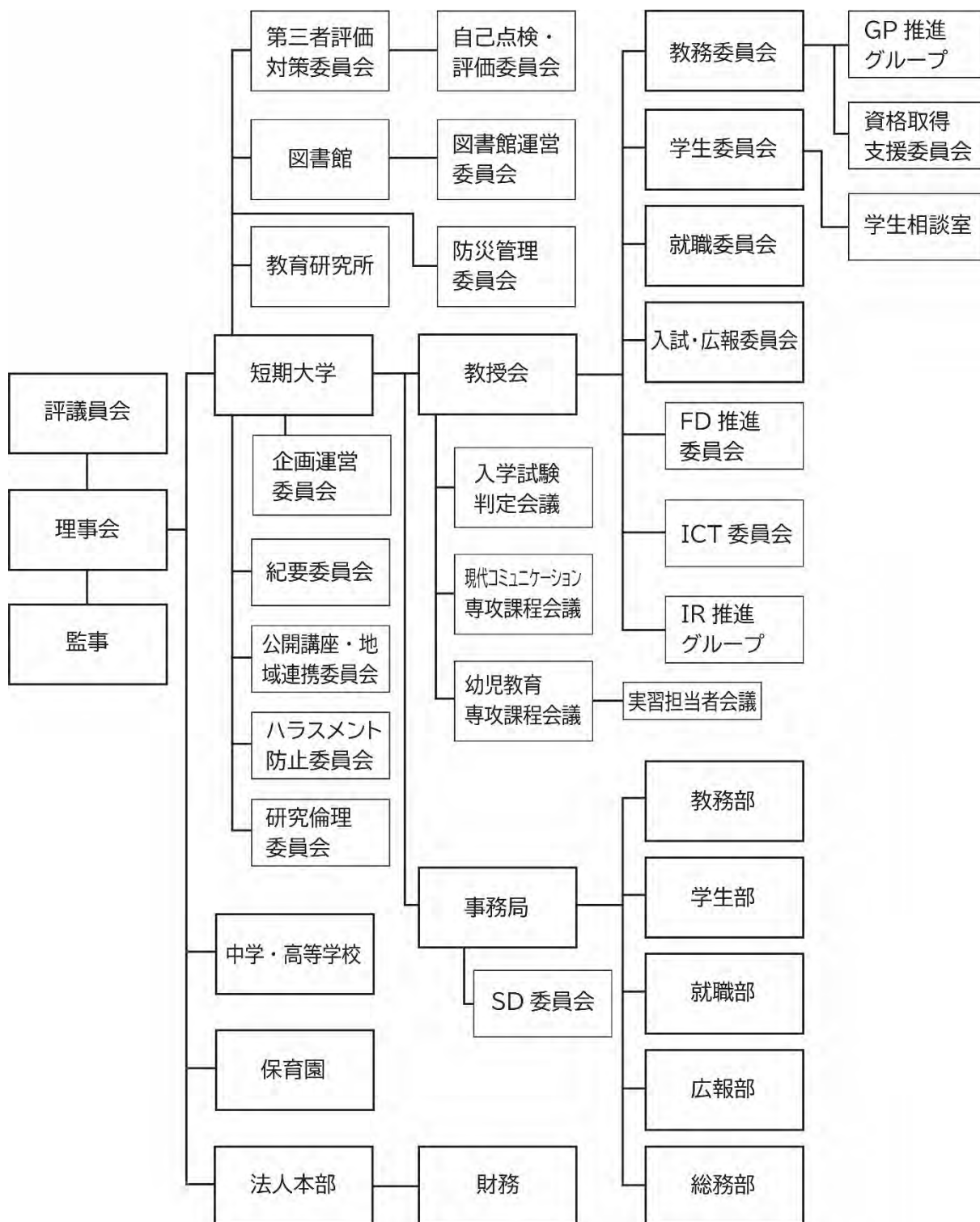
2023 年（令和 5 年）5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東京立正短期大学	〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内 2-41-15	100	200	162
東京立正短期大学 専攻科	〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内 2-41-15	50	50	5
東京立正高等学校	〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内 2-41-15	240	720	577
東京立正中学校	〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内 2-41-15	120	360	101
東京立正保育園	〒166-0014 東京都杉並区松ノ木 2-29-19	—	102	88

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図

2023 年（令和 5 年）5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学傾向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が立地する東京都杉並区は、東京 23 区の西端に位置しており、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日現在の人口は 572,468 人となっている。区の人口は、1975 年（昭和 50 年）の 53 万 8,985 人をピークに、1997 年（平成 9 年）には 51 万 1,580 人まで減少したものの、その後増加に転じた。1997 年（平成 9 年）までの人口減少は、少子化による年少人口の減少がそのまま表れていたためであるが、それ以降は高齢者人口の増加が顕著となり増加に転じていると考えられる。1970 年（昭和 45 年）に 3 万 3 千人あまりだった高齢者人口は、2022 年（令和 4 年）には 12 万人余りと 4 倍近くになっている。一方、年少人口は 2004 年（平成 16 年）には 48,715 人にまで減少したが、その後、新型コロナウイルス感染症拡大前までは増加に転じており、他市区町村からの人口流入が起きていたと考えられる。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数および割合（下表）

地域	2018 年度		2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度	
	人数	割合	人数	割合	割合	割合	人数	割合	人数	割合
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
杉並区	5	3.9	7	5.4	5	3.9	3	2.7	6	7.1
杉並区を除く東京都	55	42.6	53	41.1	55	42.6	47	42.3	34	40
関東地方	46	35.7	37	28.7	37	28.7	39	35.1	32	37.6
北海道・東北地方	12	9.3	13	10.1	4	3.1	2	1.8	4	4.7
中部地方	7	5.4	14	10.9	18	14.0	13	11.7	5	5.9
その他の地方（日本）	4	3.1	5	3.9	10	7.8	7	6.3	3	3.5
その他の地方（外国）	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.2
合計	129	100%	129	100%	129	100%	112	100%	85	100%

■ 地域社会のニーズ

本学の前身である立正高等女学校は、地域住民の信仰を集める妙法寺が、女子教育の発展を目的に 1926 年（昭和元年）に設立したものであり、地域社会のニーズに即したものであった。そして、時代とともに変化する地域社会のニーズに対応して、現在は、地域社会における営みにおいて必須であるコミュニケーションを基本とする現代コミュニケーション学科となっている。

妙法寺の門前町として発展した杉並区堀ノ内は、環状七号線による分断もあり、現在、門前商店街の振興など大きな課題を抱えている。そこで、地域振興を図るため妙法寺門前通り商店会と協定を結ぶなど、本学としても地域社会と共に歩み発展に寄与する短大を目指している。

また、杉並区の待機児童は、2017 年（平成 29 年）には 29 人を数えたが、2018 年（平成 30 年）以降ゼロとなっている。これは、杉並区が待機児童解消緊急対策を実施し、保育所の定員を大幅に増員した結果である。堀之内学園も 2019 年度（令和元年度）に東京立正保育園を開設し、地域社会に貢献するとともに、本学において責任ある保育者の養成に取り組んでいる。

■ 地域社会の産業の状況

杉並区が 2016 年（平成 28 年）に行った調査によれば、区内には事業所が 19,246 ヶ所ある一方、従業者数は 157,249 人となっている。この数字から、他区市から勤労者が流入していると推測される。こうした傾向は杉並区に限らず東京 23 区全般に言えることであり、他県からの勤労者の流入も多く見られる。

事業所の区分で最も多いのが卸売・小売業であり、以下、宿泊業・飲食サービス業、不動産業・物品賃貸業と続いており、いわゆる第三次産業に分類される事業所が大多数である。また、近隣区市に比べて比較的小規模事業所が多いのも特徴である。

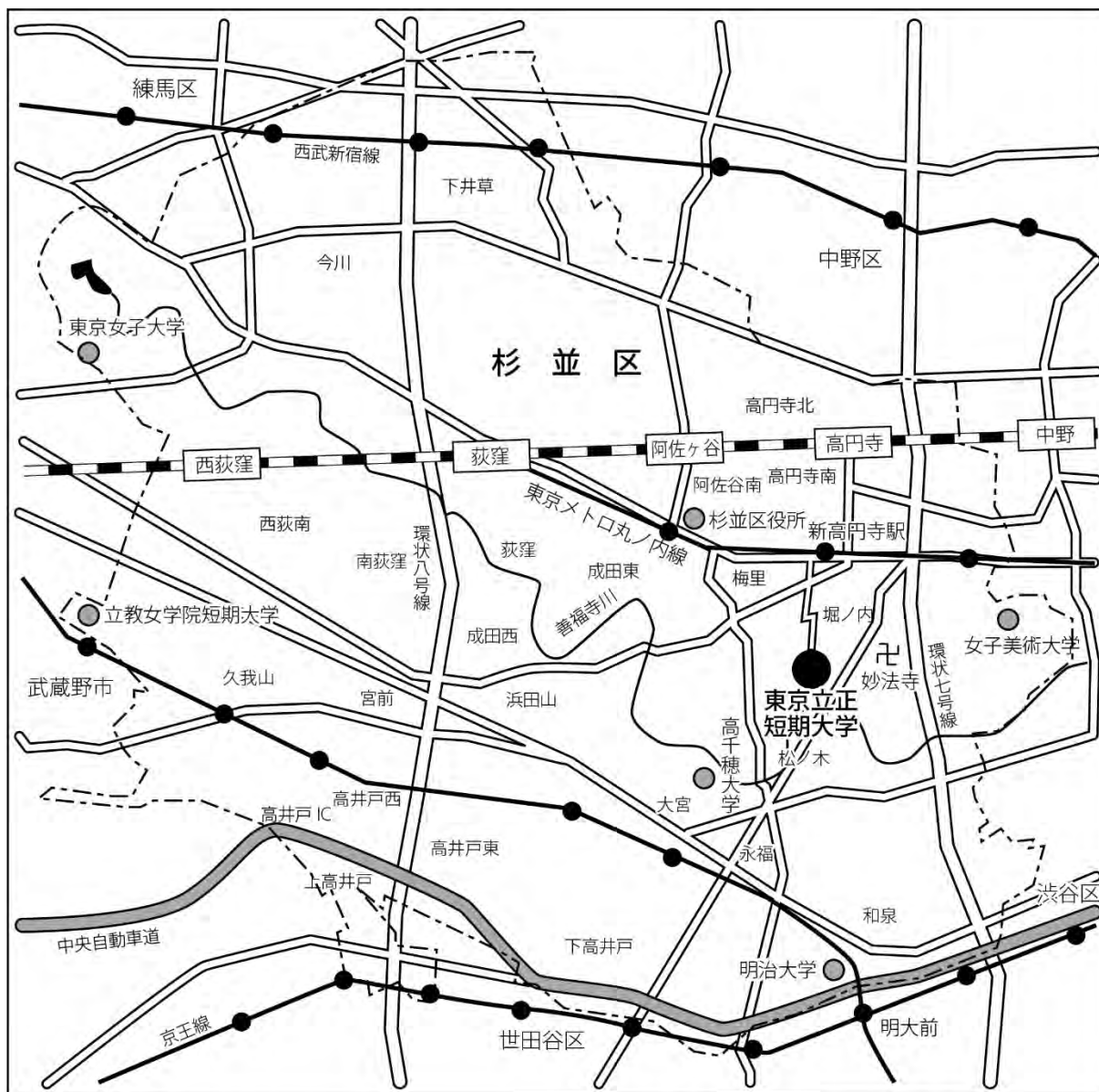
一方、全国的な趨勢と同様であるが、農家数および農林水産業に従事する者の数は減少の一途をたどっている。2021 年（令和 3 年）には、経営耕作面積 38.61 ヘクタール、農家戸数は 127 戸となっており、1957 年（昭和 32 年）から、経営耕作面積は約 10 分の 1 以下にまで減少している。とはいえ、23 区では 5 番目の農地面積であり、学校給食に提供したり、子どもたちの農業体験に活用したりしている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

本短期大学の設立者は学校法人堀之内学園である。堀之内学園は宗教法人日圓山妙法寺によって設立されたが、その際、本学園の学校用地として、妙法寺の所有地が貸与されて今日に至っている。この地、杉並区堀ノ内 2-41-15 に位置する学園は、新宿副都心から電車と徒歩あわせて約 20 分の距離にありながら、閑静な住宅街の中にあり、落ち着いた勉学環境に恵まれている。東京都内にもかかわらず、周辺には善福寺川があり、武蔵野の面影の残る雑木林も広がっており、その結果、当該地域は「風致地区」に指定されて建築上の制限が設けられることとなり、それが周辺地域の環境の保全に寄与している一方、本学

東京立正短期大学

の施設拡充その他の障碍となっていることも否めない。しかしながら、JR 新宿駅あるいは荻窪駅で東京メトロ丸ノ内線に乗り換え、新高円寺駅で下車して徒歩 10 分あまりという交通アクセスの良さは、本学園にとっては恵まれた環境となっている。



杉並区全域地図および近隣地図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ C 自己点検・評価] 自己点検・評価報告書は、前回の第三者評価時以降、公表されていないので、その定期的な公表が望まれる。
(b) 対策
自己点検・評価委員会を定期的に開催し、報告書を発行する体制を整えた。
(c) 成果
2021 年度 (令和 3 年度) 以降、毎年発行とし、「2021 年度自己点検評価報告書」は、本学ホームページにて公表済である。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] 学習成果の測定は、学外の資格や検定試験の結果による量的な評価だけでなく、学習成果に挙げている汎用的能力等の獲得状況を質的に評価する方法について検討された。
(b) 対策
「学習ポートフォリオ」(現代コミュニケーション専攻)、「学生カルテ」(幼児教育専攻)を整備し、学習成果を質的に測定する仕組みを整えた。
(c) 成果
学生の自己評価と教員からの評価を共有することで到達度や強み弱みを理解することができるようになった。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ B 物的資源] 現代コミュニケーション専攻は入学定員を超過しており、教育条件の保全のために適切な定員管理が望まれる。
(b) 対策
特任教員も担任を持つことでクラスを増やした。
(c) 成果
1 クラス当たりの学生数を 10 名前後に抑えることができるようになり、少人数制のもとでの指導が充実した。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と物的資源 [テーマ D 財的資源] 余裕資金があるものの、学校法人全体、短期大学部門ともに過去 2 年間、事業活動収

支は支出超過であったが、平成 28 年度はそれぞれ収入超過となっている。今後も財務計画の着実な実行による改善が望まれる。
(b) 対策
法人全体として 2019 年度（令和元年度）より事業活動収支で支出超過、短大部門は 2021 年度（令和 3 年度）より事業活動収支で支出超過であるため、特に以下の対策に取り組むこととした。 ・法人全体：人件費支出の適正化 ・短大部門：入学者の定員充足、奨学金支出の見直し、損益分岐点の引下げ（学納金収入増、支出削減等）
(c) 成果
2023 年度（令和 4 年度）入学者選抜から指定校推薦奨学金の削減に着手している（335,000 円→300,000 円／人）。今後も出願動向等を見ながら奨学金の段階的削減に取り組んでいくこととしている。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和4（2022）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学における公的研究費補助金の適正管理は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」に基づき、以下のとおり規程を整備している。

基本方針	東京立正短期大学 研究倫理要綱
	東京立正短期大学 研究活動における公的資金の不正使用防止に関する基本方針
	東京立正短期大学 研究活動における不正行為の防止体制に関する規則
組織・責任体制	研究倫理委員会規程
	研究費の管理・運営に関する責任体制（一覧表）
運用ルール	公的研究費管理・運用規程
	東京立正短期大学 科学研究費補助金 経理事務取扱規程
	研究補助者の雇用等に関するガイドライン
	間接経費運用ガイドライン
	取引業者の方へ（業者との取引に関する指針）
不正防止策	公的研究費の適切な運営・管理のためのコンプライアンス教育および誓約書に関する内規
	内部監査ガイドライン
	研究活動に関する不正防止計画
	コンプライアンス教育・啓発活動実施計画
	誓約書（教職員用・業者用）
不正行為への対応	研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等内規
	研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン
	東京立正短期大学の発注等に関する取引停止等の取扱規則

毎年度初めに、本学で研究活動を行っている全教員（非常勤講師を含む）および取引業者に対して誓約書の提出を求めている。また、9月には教員および公的研究費補助金にかかわる業務に携わる総務部、教務部職員を対象に、コンプライアンス及び研究倫理研修を実施している。公的研究費にかかわる業務は総務部が掌握しており、研究者が独自に発注することはできない仕組みとなっている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、事務長および教員 4 名、ALO1 名で構成されている。また、認証評価前年度及び当年度についてはこれを拡充し、短大事務局からは ALO 補佐を含む職員を、法人本部からは常務理事、事務局長を加え、必要に応じて理事長の出席を求める認証評価実施委員会として活動することとなっている。

2022 年度（令和 4 年度）の自己点検・評価委員会の構成員は次のとおりである。

委員長 学 長 北川前肇

委 員 事務長 山口道義

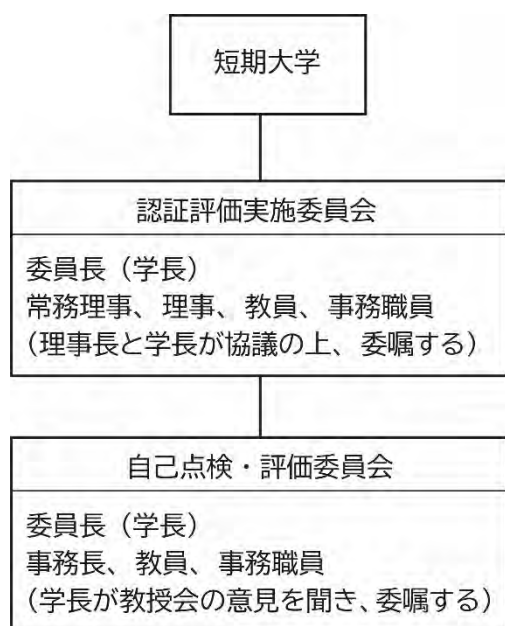
委 員 学科長 東浩一郎

委 員 現代コミュニケーション専攻課程長 有泉正二

委 員 幼児教育専攻課程長 前嶋元

A L O 幼児教育専攻准教授 鈴木健史

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

教授会および各委員会・部会、専攻課程会議、FD 委員会、SD 委員会、IR 推進グループにおいて、日常的に自己点検・評価活動を進めている。専攻課程会議には学長あるいは学科長が出席しており、必要な情報は IR 推進グループに集中し、自己点検の資料となるよう整理したうえで各委員会等に戻している。

自己点検・評価委員会は自己点検・評価報告書の取りまとめを中心に活動しており、取

りまとめ過程で課題を析出し点検・評価活動に役立てている。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和 4（2022）年度を中心に）

2021 年度（令和 4 年度）までは、自己点検・評価活動は行っているものの報告書を取りまとめていなかった。2022 年度（令和 5 年度）は報告書を取りまとめることとし、自己点検・評価委員会において、大学・短期大学基準協会の評価基準を確認し、様式に沿って取りまとめを行った。毎月の定例教授会において、学長から各委員会に評価・点検項目の確認と書類の取りまとめを依頼し、各委員会から進捗状況が報告された。前回の認証評価以来の報告書作成ということもあり、取りまとめに時間がかかり、報告書が完成したのは 2023 年（令和 5 年）3 月初めであった。

基準 I

建学の精神と教育の効果

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

〈根拠資料〉

提出資料

- 1 学生便覧（2022 年度）p.4
- 2 学校案内（2023 年度）p.1
- 3 HP(建学の精神・教育綱領)
<https://www.tokyorissho.ac.jp/about/presen/standard/>

備付資料

- 1 学園 70 年誌
- 2 紀要 短大 50 周年記念号
- 3 立正大学学園教育提携に関する覚書
- 4 立正大学経済学部との協定書
- 5 培材大学との協定書
- 6 杉並区と区内高等教育機関による連携協働に関する包括協定書
- 7 和田商店会との協定書
- 8 妙法寺門前通り商店会協定書

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

「人の心のうちに塔を建てよう」との建学の精神は、「堀之内学園教育綱領」（1966 年（昭和 41 年）制定・2000 年（平成 12 年）改訂）（提出 1）に明確に謳われ、学園の内外に広く示されている（提出 3）。法華経の精神に基づく教育を基礎とすることは、教育綱領及び学則の冒頭に明記されている。その実践規範である「生命の尊重、慈悲・平和」の教育理念は、『学生便覧』（提出 1）への記載はもとよりあらゆる機会を通じて主張されている。学外に対してもパンフレット、ホームページを通じて示されている。本学のほとんどの教室や多くの学生の目に触れる場所には、学園理事長（堀之内妙法寺山主）の揮毫によるこの文言の額が掲げられている。

学長による講話などを通じてこれらの文言の今日的な解釈が語られている。たとえば「塔を建てる」とは、本学創立の時代には次代を担う青少年を育む母親の育成を念頭に置いた

言葉であったが、今日では信仰心と同じように、それぞれの人が内面にもつ様々な可能性を見出し大きく育てて行くことと解釈している。また、「生命の尊重、慈悲・平和」は、不寛容さを増し混迷を深める現代社会にあって最も重要な理念として主張されている。

専任教員間のみならず、非常勤講師を含む教員連絡会などではこの趣旨が共有され、本学の教育の特徴としての「学生一人ひとりに寄り添いその可能性を発見し育てる」教育姿勢として具現化されている。創立記念日講話以外に建学の精神、教育理念を改まって確認する機会を設けていないが、これらは折に触れて話され、本学内に浸透していると言える。

[区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準Ⅰ-A-2 の現状>

本学では建学の精神に基づいて地域社会に大学を開放し、様々な活動を行っている。2001年度（平成13年度）より「公開講座」を本学教員の教育研究の成果を地域社会の教育・文化の向上に資することを目的として開講し、2019年度（令和元年度）には「教養講座」（2講座）、「ミニコンサート」（1回）を開催した（規程 17）。2020年度（令和2年度）、2021年度（令和3年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、いずれも公開講座を中止した。2022年度（令和4年度）は以下の公開講座を開催した。

公開講座

年度	開催月日 開催場所	テーマ 担当者
2022年度 (令和4年度)	10月23日 303教室	東京の化石・地域資源講座 講師 宮田真也（城西大学助教・水田記念博物館大石化石ギャラリー学芸員） コーディネーター 福田綾（本学専任講師） ※ 10:00～11:30 杉並在住・在学の小学生対象 13:00～14:30 杉並在住・在学の中高生対象本

正規授業の開放としては、2002年度（平成14年度）より、科目等履修生制度を導入し、履修した科目を単位認定している（規程 82）。なお、杉並区在住または在勤・在学の希望者を対象とした履修料の特別優遇措置を設けている。2021年度（令和3年度）、2022年度（令和4年度）は、科目等履修生として各1名が本学で受講している。

2004 年（平成 16 年）に杉並区と区内 5 大学・短大（明治大学、高千穂大学、女子美術大学、立教女学院短期大学、東京立正短期大学）が、「杉並区と区内高等教育機関による連携協働に関する包括協定書」（備付 6）を締結し、本学が立地する杉並区および区内教育機関との連携が本格的に始まった（2011 年 12 月 2 日、新たに東京女子大学が加わり、杉並区と区内 6 大学があらためて協定を締結。現在は立教女学院短期大学が閉鎖されたため再び 5 大学に戻っている）。5 大学で持ち回りで毎年、公開講座等を企画しているが、2020 年度（令和 2 年度）～2022 年度（令和 4 年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で主だった活動を行っていない。

2009 年（平成 21 年）に本学と妙法寺門前通り商店会が、「妙法寺門前通り商店会と東京立正短期大学との連携協働に関する協定書」（備付 8）を締結し、包括的な連携のもと、教育、文化、まちづくり等の分野で相互に連携し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする交流活動が始まった。現在は、定期的に本学教職員が会議に出席し地域のニーズを聞きながら活動しており、妙法寺夏祭りや寺子屋（地域の小学生への学習支援活動）には本学学生が参加している。

カリキュラム・ポリシーに基づき、現代コミュニケーション専攻に選択科目として「地域研究」と「ボランティア」を置き、幼児教育専攻に選択科目として「地域社会活動」を配置している。幼児教育専攻では実習にあたって地域の教育機関、社会福祉施設と深い関わりを持ち、多大な協力を得ている。また 2017 年度（平成 29 年度）より幼児教育 3 年目の専攻科に選択科目「地域と子育て」を設置した。保育士には地域と連携しながら保護者を支援し、保護者と共に子育てを支えていく役割が求められている。しかし保育士資格を取得するために必要な保育実習では子どもと関わることが中心となり、実際に保護者支援まで行うことは難しい。そこで、子育て支援の取り組みを行っている杉並区和田にある和田商店街と専攻科学生が「地域と子育て」という科目を通じて関わり、子育て中の保護者の置かれている現状や子育てを支援する地域の取り組みについて学んでいる（備付 7）。

授業外でも、両専攻とも「すぎなみ地域大学」や妙法寺門前通り商店会等との連携によって学生、教職員は地域住民の方々と交流しており、地域から学ぶとともに地域に本学の教育資源を還元する取り組みを進めている。

< テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題 >

上記の教育理念と学科名「現代コミュニケーション」との間には、説明のための媒介項を入れる必要がある。「生命の尊重、慈悲・平和」を希求するためには、現代社会の基礎となる人と人との交わり＝コミュニケーションが出発点であり、その力を涵養することを目的として学科名に盛り込んでいると説明している。このことを学生にディプロマ・ポリシーの徹底、シラバスにおけるディプロマ・ポリシーとの関連性の明示などを通じてさらに丁寧に説明し、教育理念の一層の浸透を図る必要がある。

「一人ひとりに寄り添う」教育姿勢は、行き過ぎると過保護となり学生の自立を阻害する一面もあり、教職員と学生とのあるべき距離感の構築は常に課題として意識されている。

地域連携は今後も拡大していくことが望まれるが、現状では人員の制約からこれ以上の

拡大が困難な状況にある。オンラインによる連携も含め、新しい展開を模索している。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

4 学則

1 学生便覧（2022 年度）p.5

5 HP(学則)

<https://www.tokyorissho.ac.jp/about/presen/standard/>"

6 HP（学習成果）

<https://www.tokyorissho.ac.jp/about/presen/study/#004>"

7 HP（GPA 分布一覧）

https://www.tokyorissho.ac.jp/user/filer_public/48/e8/48e8f748-01c5-4120-83d0-f003d47404de/2022nian-du-gpafen-bu.pdf"

[区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準Ⅰ-B-1 の現状>

堀之内学園の教育理念である「生命の尊重、慈悲・平和」（提出 1、提出 3）に基づき、本学では「現代社会におけるコミュニケーション能力」の修得を教育目的としている。学則第 1 条に教育の目的・目標を以下のように定め、ホームページ等をとおして内外に公表している（提出 5）。

（学則）

第 1 条 本学は、教育基本法・学校教育法および児童福祉法の趣旨に則り、高等学校の教育を基本とし、現代社会におけるコミュニケーション能力を修得するための教育を行い、法華経精神に基づく宗教的情操と文化的教養をつちかい、現代社会の要請に応える主体的で人間性豊かな人材の育成を目的とする。

2 第 1 項の目的を達成するため、専攻ごとに次の教育目標を掲げる。

(1) 現代コミュニケーション専攻

- ① 教養教育を行い、幅広い知識に基づくコミュニケーション能力に秀でた人材を養成する。
- ② 基礎的コミュニケーション能力、基礎的語学能力を修得し、安易に社会の風潮に流されない主体的な人格を養成するために、これらにかかわる教育研究を行う。
- ③ 上記の教育研究を心理、ビジネス、観光の分野において発展させ、確固たる社会人意識に基づいた自立した学生を社会に送り出す。
- (2) 幼児教育専攻
- ① 子どもの発達の特徴をとらえた上で、一人ひとりの個性を認める保育のあり方や保育技術を修得する。
- ② 保育者としての自己の課題を客観的にとらえ、正しく自己評価し、課題に対処する能力を身につける。
- ③ 保育者同士で連携を図りながら保護者と関わり子育て支援をしていくためのコミュニケーション能力を養成する。

[区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準Ⅰ-B-2 の現状>

現代コミュニケーション学科では、建学の精神および教育目的・目標に基づきディプロマ・ポリシーを定めており、それぞれの項目に対して、専攻ごとに具体的な評価基準を設けこれを学習成果としている。また、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルにおける評価方法を設けている（提出6）。

学習成果

短期大学	現代コミュニケーション専攻	幼児教育専攻
1. 自己を発信できる言語能力とコミュニケーション能力を有している	1-1. 日本語の正しい理解と発信能力を有している 1-2. 基本的な英語能力を有している 1-3. 自らを表現するプレゼンテーション能力を有している	1-1. 保育現場の状況に応じて適切に自己を表現することのできるコミュニケーション能力を有している 1-2. 子どもの特徴や発達について理解し、子どもの個性や状況に応じた保育ができる
2. 安易に流されない価値観を確立している	2-1. 広く教養教育を学ぶ姿勢を有している 2-2. 心理、ビジネス、観光の専	2-1. 幼稚園・保育所における保育、施設における療育や養護とは何かを理解している

	門分野における知識を有している	2-2.保育者としての役割を理解し、自分の進路と結びつけ、どのような保育者を目指すのか、保育観を確立できている
3. 他者と異文化を理解し市民社会を形成する能力を有している	3-1. 他者の立場を理解しコミュニケーションをとる姿勢を有している 3-2. ボランティア等をおして、地域課題を発見し解決する姿勢を有している	3-1.子どもの生命を尊重し、子どもの発達の特徴をとらえ、子ども一人ひとりの個性を認める保育技術が身についている 3-2.他の保育者や保護者と対話を通して協働しようとする姿勢が身についている
4. 独立と協働の姿勢を有している	4-1. 学校行事に積極的に参加している 4-2. 学習発表会に向けてクラス、ゼミ活動に積極的に参加している	4-1.省察を通して学び続ける保育者としての姿勢が身についている 4-2.対人援助職である保育者としての自覚を認識し、子どもや保護者に寄り添う保育者の姿勢が身についている

評価・査定方法

	入学時 アドミッション・ポリシー	在学時 カリキュラム・ポリシー	卒業時・卒業後 ディプロマ・ポリシー
機関レベル (短期大学)	入学者選抜試験 出願時アンケート	退学状況 休学状況 短大生調査(短大基準協会) 学生満足度調査	卒業者数 就職率 進学者数
教育課程レベル (専攻)	入学者選抜試験 出願時アンケート	GPA・成績分布 学習ポートフォリオ、学生カルテ	単位修得状況 資格取得状況 卒業時アンケート 就業先アンケート 進学先アンケート
科目レベル (個々の授業)	プレイスメントテスト(英語) ピアノレベル調査(音楽) 基礎学力試験(四年制大学編入学希望者)	成績評価 授業出欠状況 授業評価アンケート	

上記以外に定性的評価として、文化祭における研究発表、学習発表会への取り組みを用いている。

現代コミュニケーション専攻は、心理・ビジネス・観光の各コースに複数の履修モデルと取得すべき資格を設定し、各自のキャリアプランに合わせた学習成果を得られるようにしている。他方で、履修モデルに収まらない学生に対しては、履修登録期間に履修相談コーナーを設け、教務委員会、教務部教職員が対応している。授業は、講義と演習に加え校外授業を推奨しており、学生が主体的に行動したり議論する中で解決策を導き出したりできるよう組み立てている。

幼児教育専攻は、必修科目、選択科目の区分に加え、実習の事前に必要な科目をフィルター科目として設定し、系統的に目標に到達できるようにしている。また、「ちいさなおんがくかい」、「学習発表会」に目標を定め、系統的かつ段階的に目標に到達できるよう指導している。

[区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準Ⅰ-B-3 の現状>

本学では、中学高等学校と共通の建学の精神に基づく教育綱領が定められおり、これに基づいて短期大学において教育目的・目標を定めている。これを理解し社会的に有為な人材を育成するため、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を一体的に策定している。

教育目的・目標を達成し卒業単位を修得した者に卒業を認定するよう、以下のとおり卒業認定・学位授与の方針を定めている。

（卒業認定・学位授与の方針）

本学は、教育理念である「生命の尊重、慈悲・平和」を理解し実践できる人格形成を目標としており、複雑化する現代社会において、安易に社会の風潮に流されることなく、社会に対して自らの視角を有する人材育成を目指しています。

そのために本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき 62 単位以上を取得するとともに、社会人としての汎用能力である個人の独立と他者との協働のための基礎的コミュニケーション能力の修得をもって学生に短期大学士の学位を授与しています。そのための到達目標は以下のとおりです。

（現代コミュニケーション専攻・幼児教育専攻 共通の目標）

1. 社会の一員であることを認識し、自己を分析して自らの役割を見出し、発信できる言

語能力とコミュニケーション能力を修得していること

2. 授業などでの討論に主体的に参加し、他者との違いを恐れず、激動する現代社会に安易に流されない価値観を確立していること

3. 他者と異文化を理解し、市民社会を形成するための知識・能力を有するとともに、地域ボランティア活動などにも積極的に取り組み、共に生きる姿勢と能力を獲得していること

4. 問題に直面したときに、他者を困難にさらすことなく、自らその原因を追究し、行動に活かそうとする独立と協働の姿勢を有していること

(現代コミュニケーション専攻)

それぞれのコースの科目習得とともに、関連資格取得などを通じて次のような力を身につけていること

1. 心理学基礎の知識と能力を有し、現代社会の中で発揮できる豊かなコミュニケーションの能力 (心理コース)

2. 現代社会経済の仕組みを理解し、コンピュタリテラシー、簿記、秘書学などを通じて得られるビジネスの実務能力 (ビジネスコース)

3. 日本と世界の現状、歴史、文化を理解し、広範な知見に基づく優れたホスピタリティ能力 (観光コース)

(幼児教育専攻)

免許・資格に必要な科目の習得とともに、個別面談指導や実習指導などを通じて次のような力と姿勢を身につけていること

1. 保育現場の状況に応じて適切に自己を表現することのできるコミュニケーション能力

2. 慈悲の心をもって他者と関わり、進んで他者のために行動しようとする姿勢

3. 子どもの生命を尊重し、子どもの発達の特徴をとらえ、子ども一人ひとりの個性を認める保育技術

学習成果の獲得に至るため、学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針を以下のとおり定めている。(教育課程編成・実施の方針)

(現代コミュニケーション専攻)

1. 教育理念に基づく社会人基礎力としてのコミュニケーション能力の修得

2. 現代社会を分析し、ともに未来社会を形成するための教養教育

3. 心理、ビジネス、観光分野における専門教育

4. 社会に出て役に立つ資格取得を通じた職業人の育成

《具体的修得目標》

1. (技能・表現)

独立した個人として、他者を思いやり、互いの意思を尊重し、自らの意見を発信できるコミュニケーション能力を修得する。

2. (思考・判断)

現代社会で生きる者として、情報を一方的に取捨選択して受容するだけでなく、話し合いの中から複合的な視点を獲得して物事を考え抜き、自分の方向性を決められる能力を修得する。

3. (知識・理解)

心理、ビジネス、観光の各分野ともに必要な基礎知識を身につけるだけでなく、身近な人間関係や地域、社会に還元・貢献できるような専門性を修得する。

4. (関心・意欲・態度)

就職先や一般社会で通用するマナー、キャリアアップに向けた主体的な学習態度、組織的な活動・行事などに対する協力的な姿勢を修得する。

(幼児教育専攻)

1. (1 年次前期)

子どもの特徴や発達についての基礎を学び、それに応じた保育技術を修得する。保育参観(幼稚園)に向けて保育者の仕事と役割について基本的なことを知る。

2. (1 年次後期)

幼稚園・保育所における保育、施設における療育や養護とは何かを知る。幼稚園実習①・保育実習Ⅰで子どもと関わるための基本的な知識・技能を身につける。

3. (2 年次前期)

幼稚園実習②を目標に、子どもと関わる幼稚園教諭としての役割を学び、幼稚園で必要な保育技術を修得する。施設実習Ⅰに向けて子どもの個性や状況に応じた保育の実際を学ぶ。

4. (2 年次後期)

対人援助職である保育者としての自覚を認識し、子どもや保護者に寄り添う保育者の役割について学ぶ。最後の実習となる保育実習Ⅱまたは施設実習Ⅱを終え、保育者としての役割の総括を行う。自分の進路と結びつけ、どのような保育者を目指すのか、保育観を確立させる。

本学の建学の精神、教育目的・目標を理解し意欲にあふれた人物を受け入れるため、入学者受入れの方針を以下のとおり定めている。

(入学者受入れの方針)

東京立正短期大学は、「生命の尊重、慈悲・平和」を教育理念としており、自己の生命を真摯に見つめ、自己と他者を理解し、積極的に社会に参画する意志を持った学生を求めています。

そもそも短期大学は「知」を育む場です。したがって何よりも好奇心旺盛で知的探求に富む学生を求めています。

また、こうした学生を求めるため、学力試験のみならず、総合型選抜や学校推薦型選抜など、多彩な選抜を実施します。

以上をふまえ、具体的には次のような能力・意欲を身につけたいという学生の入学を歓迎します。

1. 他者のことばに耳を傾け、自分を表現し伝えようとする意志
2. 他者のために努力を惜しまず、仲間とともに人間関係および社会関係を築こうとする意志
3. 現代社会の課題や歴史を理解し、真実から目をそむけない強い意志
4. 子どもを守ろうとする強いところと優しさをもち、職業人としての基本的知識およびスキルを身につけようとする意志

三つの方針は、教務委員会を中心に常に検討されており、教授会の議を経て変更している。2021 年度（令和 3 年度）は、入学者選抜の変更に伴い入学者受け入れ方針を変更した。

三つの方針は、入学後のオリエンテーション時に配布する学生便覧に明記されており、新入生に対し教務部オリエンテーションにおいて詳しく説明している。また、ホームページ等をとおして三つの方針を学内外に広く表明している。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題>

本学では学習成果を、卒業認定・学位授与の方針への到達と定めていたため、2022 年度（令和 4 年度）に学習成果を新たに定め、2023 年度（令和 5 年度）より実施することとしている。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

8 自己点検評価委員会規定

備付資料

- 9 自己点検・評価の記録（2020 年度）
- 10 自己点検・評価報告書（2021 年度）
- 11 自己点検・評価報告書（2022 年度）
- 12 学校訪問記録一覧（2022 年度）
- 13 東京立正高校のヒアリング（2022 年度）
- 14 アセスメント・ポリシー

- 15 短大生調査（2022 年度）
- 16 幼児教育専攻学生カルテ（サンプル）
- 17 現代コミュニケーション専攻自分シート（サンプル）
- 18 実習事後評価指導カード（幼児教育専攻）
- 19 現コミ専攻進路一覧（現代コミュニケーション専攻）

[区分 基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準Ⅰ-C-1 の現状>

自己点検・評価のための規定は以下の通り学則に定め整備している。

（自己点検等）

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

自己点検・評価委員会は、学長、事務長、教員4名およびALO1名で構成されている。定期的な自己点検・評価活動は委員会単位で行われており、授業や学籍に関する事項は教務委員会、学生生活に関わる事項は学生委員会、入学者選抜に関わる事項は入試広報委員会、学生の進路に関わる事項は就職委員会が主に担当している。

2022年度（令和4年度）には、『自己点検・評価報告書』（備付10）を作成し、ホームページに公表している。

すべての教職員は上記を含むいずれかの委員会、部会に所属しており、自己点検・評価活動に関与している。

自己点検・評価の結果は教授会で審議されるとともに、各委員会あるいは各専攻課程会議をととして改革・改善に活用している。

[区分 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守して

いる。

<区分 基準Ⅰ-C-2 の現状>

学習成果の獲得は、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルにおいて査定の手法を有している（備付 14）。

量的査定として、GPA、成績分布、単位修得状況、卒業者数、就職率（備付 19）、資格取得状況を用いている。質的査定として、学習ポートフォリオ（現代コミュニケーション専攻）（備付 17）、学生カルテ（幼児教育専攻）（備付 16）を活用している。また、学生満足度調査、短大生調査（備付 15）、卒業時アンケート、進路先アンケート、卒業生アンケートも利用している。

査定の手法は、教務委員会、学生委員会、入試広報委員会、就職委員会で定期的に点検しているほか、各専攻課程会議において日常的に議論している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更は、日常的に総務部で確認しており、必要な情報が担当委員会に伝達され議論されており、すべての法令を遵守している。

<テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の課題>

担任、専攻課程会議、各委員会・部会、教授会のそれぞれにおいて日常的に点検・評価活動を行っており、その取り組みを全教職員が理解しているが、委員会間や専攻課程間における情報の共有が必ずしも組織的に行われているわけではない。本学は小規模校ということもあり、ほとんどの情報は取って組織的に取り組まなくても必要に応じて共有されているが、一部、個人情報保護その他の観点から共有されなかったり、逐次、学長、事務長、学科長の許可を経て共有されたりしている例が見られる。

2022 年度（令和 4 年度）は、IR 委員会において、各委員会が有している情報を整理する取り組みを開始した。

<テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項>

なし

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価においては、評価対象年度である 2016 年度（平成 28 年度）が本学創設 50 周年（学園創設 90 周年）にあたり、紀要を特別号として刊行して建学の精神と教育理念を取り上げ、今後も継続的に建学の精神と教育理念を学内外に発信していくことを行動計画とした。建学の精神と教育理念は、学生便覧や WEB サイトをとおして広く発信しているが、さらに本学創設 60 周年（学園創設 100 周年）に向けて学内外に広く発信していく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

創立記念日の学長講話や学校行事などの機会、あるいは学生に配布する各種印刷物を通じて建学の精神の現代的意味を考えることを意識的に追求する。上記教育理念に沿って策定された学位授与の方針の徹底によって建学の精神の具体化を図る。オープンキャンパスでは、受験希望者に本学建学の精神を伝え、それを理解した上で受験するように奨める。

非常勤講師を含む教員連絡会などで建学の精神と教育の基本理念を共有することを確認する。定例の専攻課程会議に加えて、カウンセラーを交えた研修会などを開催し、「一人ひとりに寄り添い各人の心の中の可能性を見出し成長させる」指導のために必要な教職員と学生との距離感を模索する。

基準Ⅱ

教育課程と学生支援

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

〈根拠資料〉

提出資料

- 1 学生便覧（2022 年度）（DP） p.V-4
- 9 HP（DP） <https://www.tokyorissho.ac.jp/about/presen/study/#004>"
- 1 学生便覧（2022 年度）（CP） p.V-4
- 10 HP（CP） <https://www.tokyorissho.ac.jp/about/presen/study/#003>"
- 1 学生便覧（2022 年度）（AP） p.V-5
- 11 HP（AP） <https://www.tokyorissho.ac.jp/about/presen/study/#002>"
- 12 シラバス（PDF）
- 13 年間日程表
- 1 学生便覧（2022 年度） p.002

備付資料

- 20 学習発表会プログラム
- 21 資格取得一覧
- 16 幼児教育専攻学生カルテ（サンプル）
- 17 現代コミュニケーション専攻自分シート（サンプル）
- 22 GPA 一覧
- 23 卒業時アンケート
- 24 アクティブラーニング・プログラム一覧
- 15 幼児教育専攻学生カルテ（サンプル）
- 16 現代コミュニケーション専攻自分シート（サンプル）
- 25 実習巡回記録
- 26 キャリアステップ結果票

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

卒業認定・学位授与の方針は、以下に示すように、現代コミュニケーション学科全体にかかわる 4 項目、現代コミュニケーション専攻 3 コースにそれぞれ 1 項目ずつ、幼児教育

専攻に 3 項目の合計 10 項目となっている（提出 1、提出 9）。

[現代コミュニケーション学科]

本学は、教育理念である「生命の尊重、慈悲・平和」を理解し実践できる人格形成を目標としており、複雑化する現代社会において、安易に社会の風潮に流されることなく、社会に対して自らの視角を有する人材育成を目指しています。

そのために本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき 62 単位以上を取得するとともに、社会人としての汎用能力である個人の独立と他者との協働のための基礎的コミュニケーション能力の修得をもって学生に短期大学士の学位を授与しています。そのための到達目標は以下のとおりです。

（現代コミュニケーション専攻・幼児教育専攻 共通の目標）

1. 社会の一員であることを認識し、自己を分析して自らの役割を見出し、発信できる言語能力とコミュニケーション能力を修得していること
2. 授業などでの討論に主体的に参加し、他者との違いを恐れず、激動する現代社会に安易に流されない価値観を確立していること
3. 他者と異文化を理解し、市民社会を形成するための知識・能力を有するとともに、地域ボランティア活動などにも積極的に取り組み、共に生きる姿勢と能力を獲得していること
4. 問題に直面したときに、他者を困難にさらすことなく、自らその原因を追究し、行動に活かそうとする独立と協働の姿勢を有していること

上記 4 項目に対して、各専攻で具体的な目標を学習成果として定めている。また、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルにおける評価・査定方法を定めている（備付 14）。

[現代コミュニケーション専攻]

現代コミュニケーション専攻では、「生命の尊重、慈悲・平和」の教育理念に基づき、社会の一員として自己の価値観を確立するとともに、他者と協同で市民社会を形成する人材を育成することを基本方針としている。そのための卒業要件は、基礎教育科目から必修 20 単位、選択 10 単位以上（うち選択必修 4 単位以上）、専門教育科目から選択 15 単位以上を満たし、なおかつ合計 62 単位以上を修得することとしている。

それぞれのコースの科目修得とともに、関連資格取得などを通じて次のような力を身につけていること

1. 心理学基礎の知識と能力を有し、現代社会の中で発揮できる豊かなコミュニケーションの能力（心理コース）
2. 現代社会経済の仕組みを理解し、コンピュタリテラシー、簿記、秘書学などを通じて得られるビジネスの実務能力（ビジネスコース）
3. 日本と世界の現状、歴史、文化を理解し、広範な知見に基づく優れたホスピタリティ能力（観光コース）

[幼児教育専攻]

現代コミュニケーション専攻と同様に、「生命の尊重、慈悲・平和」の教育理念に基づき、子どもの命を預かり、守るといった使命感を持った保育者の育成を目指している。卒業するためには、基礎教育科目から必修 13 単位、専門教育科目から必修 27 単位、選択 22 単位以上、合計 62 単位以上の修得が必要である。また、幼稚園教諭二種免許、保育士資格を取得するためには、上記に加え、専門教育科目から 32 単位を取得する必要がある。

免許・資格に必要な科目の習得とともに、個別面談指導や実習指導などを通じて次のような力と姿勢を身につけていること

1. 保育現場の状況に応じて適切に自己を表現することのできるコミュニケーション能力
2. 慈悲の心をもって他者と関わり、進んで他者のために行動しようとする姿勢
3. 子どもの生命を尊重し、子どもの発達の特徴をとらえ、子ども一人ひとりの個性を認める保育技術

卒業要件は、学則第 24 条において、2 年以上在籍し 62 単位以上を修得した者と定めている。学長は、卒業要件を満たしたものについて、学則第 25 条に基づき教授会の意見を聞き卒業を認定する。また、学則第 26 条において、卒業認定された者に短期大学士の学位を授与すると定めており、社会的・国際的に通用性のあるものである。

(卒業の要件)

第 24 条 本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、別表第 1 に定めるところにより 62 単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第 25 条 本学に 2 年以上在学し、学費を完納したうえ、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第 26 条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

卒業認定・学位授与の方針および学習成果はホームページで公表しており（提出 9）、各専攻課程会議、教務委員会、教授会で定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

- ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学では、学位授与の方針に基づき、専攻ごとに教育課程編成・実施の方針を定め、ホームページで外部にも公表している（提出 1、提出 10）。

両専攻ともに、地域との連携および社会に有為な資格取得を重視しており、アクティブラーニングを取り入れた双方向型・課題発見型授業を展開している。学習成果は、成績評価だけでなく、学習発表会（全学）（備付 20）、文化祭における研究発表（現代コミュニケーション専攻）、地域の園児を学内に招いて行う「ちいさなおんがくかい」での発表（幼児教育専攻）をとおして量的・質的に測定している。

単位の実質化を図るため、1 年間に取得できる単位の上限を 45 単位としている。ただし、ボランティア、インターンシップ、海外研修および資格に関わる単位は、上限を超えて取得することができる。

シラバス（提出 12）には必要とされる項目をすべて記載するとともに、それぞれの授業が卒業認定・学位授与の方針とどのように結びついているのか表記している。成績評価の方法・基準についてはシラバスに記載するだけでなく、最初の授業でも学生に明示している。授業はシラバスに沿って展開されており、厳格な成績評価を行っている。

両専攻において毎月専攻課程会議を開催しており、定期的に教育課程の見直しを行っている。各専攻課程会議で出された教育課程にかかわる課題は、教務委員会、教授会で審議され、そこで出された結論を再び各専攻課程会議に戻して具体的な改定作業を行い実施している。法令や他短大の先進的な取り組みについては総務部、教務部などで情報を収集し各専攻課程会議や教務委員会に情報を提供している。

[現代コミュニケーション専攻]

現代コミュニケーション専攻においては、教育課程編成・実施の方針に基づき、カリキュラムを「基礎教育科目」「専門教育科目」に分類している。以下に掲げる教育課程編成・実施の方針の 1 および 2 が基礎教育科目において学ぶ事項であり、3 および 4 が専門教育科目において学ぶ事項である。

基礎教育科目は、さらに、コミュニケーション基礎、言語・表現、コミュニケーション実践、教養科目に小分類され、それぞれに必修科目を設定することで、学生はすべての領域を学習することとなっている。

また、本学ではコミュニケーション学を、社会学、言語学、情報学、心理学から形成さ

れる学問であると規定しており、この4分野を選択必修科目としている。

専門教育科目は、基礎教育科目を心理、ビジネス、観光の分野に発展させることで、職業人としての知識と技能を身につけることを目的に設置されており、以下に掲げる教育課程編成・実施の方針の具体的修得目標の3および4に対応している。

専門教育科目は、さらに、ビジネスコース科目、心理コース科目、観光コース科目、コース共通選択科目に小分類化されているが、卒業要件には専門教育科目全体から15単位以上の修得が必要とされており、小分類ごとの必修科目は設定していない。これは、多様な学生のキャリア支援の観点から設定されたもので、卒業要件とは別に複線的な履修モデルを提示することで学生を支援している。

幼児教育専攻と比して現代コミュニケーション専攻は、専攻の性格上、選択科目が多く配置されており、履修が複雑化する傾向にある。そのため、『学生便覧』に加え、ガイダンス時に冊子『科目履修ワンポイント』（提出16）を配布し、教育課程編成・実施の方針の理解を促進している。

教育課程編成・実施の方針は定期的に見直しを行っており、現在のものは2017年度（平成29年度）から運用している。改定のポイントは、現代コミュニケーション専攻の教育課程編成・実施の方針については、「カリキュラム編成の基本方針」と「具体的修得目標」に分けて明示することとしたことである。基本方針については変更の必要はないとの結論に至ったが、一部文言を平易化した。また、具体的修得目標を、「技能・表現」「思考・判断」「知識・理解」「関心・意欲・態度」の4項目に分けて明記した。

（現代コミュニケーション専攻の教育課程編成・実施の方針）

《カリキュラム編成の基本方針》

1. 教育理念にもとづく社会人基礎力としてのコミュニケーションスキルの修得
2. 現代社会を分析し、ともに未来社会を形成するための教養教育
3. 心理、ビジネス、観光分野における専門教育
4. 社会に出て役に立つ資格取得を通じた職業人の育成

《具体的修得目標》

1. （技能・表現）

独立した個人として、他者を思いやり、互いの意思を尊重し、自らの意見を発信できるコミュニケーション能力を修得する。

2. （思考・判断）

現代社会に生きる者として、情報を一方的に取捨選択して受容するだけでなく、話し合いの中から複合的な視点を獲得して物事を考え抜き、自分の方向性を決められる能力を修得する。

3. （知識・理解）

心理、ビジネス、観光の各分野ともに必要な基礎知識を身につけるだけでなく、身近な人間関係や地域、社会に還元・貢献できるような専門性を修得する。

4. （関心・意欲・態度）

就職先や一般社会で通用するマナー、キャリアアップに向けた主体的な学習態度、組

組織的な活動・行事などに対する協力的な姿勢を修得する。

[幼児教育専攻]

幼児教育専攻では、教育課程編成・実施の方針として、5 回の実習時期に合わせ、それまでに習得する内容と能力を具体的に明示することとし、現代コミュニケーション専攻同様に、教育課程編成・実施の方針に基づき、カリキュラムを「基礎教育科目」「専門教育科目」に分類している。以下に掲げる《カリキュラム編成の基本方針》が主に基礎教育科目において学ぶ事項であり、《具体的修得目標》が主に専門教育科目において学ぶ事項である。

基礎教育科目では、保育者としてのみならず、社会人として必要な基礎知識、能力を獲得することを目的に科目編成を行い、実施している。「基礎教養」では保育を取り巻く社会の現状の理解を促し、「基礎日本語」では正しい日本語を話したり書いたりできるよう、保育者として、社会人としての基礎力を培えるよう指導を行っている。

専門教育科目では、幼稚園教諭二種免許取得に向けた資格必修科目、保育士資格取得に向けた資格必修科目として、科目編成がなされている。加えて、児童厚生員二級指導員資格についても希望者が取得可能である。資格取得の関係から、幼児教育専攻においては、授業科目の選択肢がほぼなく、ピアノをはじめとする実技科目の一部を除き、所属学生全員が同じ授業科目を履修する状況になっている。また、専門教育科目における実習関連は、各実習の実施期間が2年間の履修期間にバランスよく配置されるよう工夫をしている。

(幼児教育専攻の教育課程編成・実施の方針)

《カリキュラム編成の基本方針》

1. 教育理念にもとづき、保育者としての自己の課題を客観的にとらえ、正しく自己評価し、課題に対処する能力の修得
2. 子どもの発達の特徴をとらえたうえで、生命を尊重し、一人ひとりの個性を認める保育のあり方や保育技術の修得
3. 保育者同士で連携を図りながら保護者と関わり子育て支援をしていくためのコミュニケーション能力の修得

《具体的修得目標》

5 回の実習に向けて習得する内容と身につける能力

1. (1 年次前期)

子どもの特徴や発達についての基礎を学び、それに応じた保育技術を修得する。保育参観（幼稚園）に向けて保育者の仕事と役割について基本的なことを知る。

2. (1 年次後期)

幼稚園・保育所における保育、施設における療育や養護とは何かを知る。幼稚園実習①・保育実習Ⅰで子どもと関わるための基本的な知識・技能を身につける。

3. (2 年次前期)

幼稚園実習②を目標に、子どもと関わる幼稚園教諭としての役割を学び、幼稚園で必要な保育技術を修得する。施設実習Ⅰに向けて子どもの個性や状況に応じた保育の実践を学ぶ。

4. (2 年次後期)

対人援助職である保育者としての自覚を認識し、子どもや保護者に寄り添う保育者の役割について学ぶ。最後の実習となる保育実習Ⅱまたは施設実習Ⅱを終え、保育者としての役割の総括を行う。自分の進路と結びつけ、どのような保育者を目指すのか、保育観を確立させる。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学の教養教育は、基礎教育科目の中に配置される科目を中心に行われており、「人の心に塔を建てる」という建学の精神に則り、情操豊かな人材を育成することを目的としている。また、読む、書くといった基礎的な能力を身に着けるため、現代コミュニケーション専攻には「日本語表現法」、幼児教育専攻には「基礎日本語」を配置している。さらに、外国語科目、保健体育科目は必修科目として配置し、情報関連科目を選択科目として配置している。現代コミュニケーション専攻には人文、社会、自然科学系の科目を幅広く配置し、幼児教育専攻には栄養などの基礎知識を身につける科目を配置している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

現代コミュニケーション専攻では、一般企業就職者向けに SPI 問題集を用いて基礎知識を学習している。この学習時間は、1 年次必修科目である「キャリアデザイン」と「基礎演習」の授業で確保している。まず確認テストを実施して学生に現状の能力を把握させ、後期にかけて学習を進めた後、第 1 回目の模擬テストを実施している。その結果に基づいて各自の弱点を見つけ、2 回目の模擬テストに向けて課題を克服するための勉強を繰り返している。このような継続的かつ組織的な対策で、学生の就職活動を支援している。職業教育の効果の測定・評価としては、量的には模擬試験結果および資格取得状況を用いており、質的には学習ポートフォリオ（備付 17）を利用した到達度の確認やエントリーシート

の作成状況の確認と指導を行っている。

幼児教育専攻では、幼稚園教諭免許と保育士資格の取得に関しては「幼稚園実習」や「保育所実習」「施設実習」での単位取得が不可欠であり、実習に行くためには実習前に習得すべき「フィルター科目」の単位取得が必須である。そのため、年度初めのオリエンテーション時に『実習に参加する学生へ』（提出 17）の資料を配布し、実習に行くための条件を説明している。さらに、オンライン上で学生と教員が共有できる『学生カルテ』（備付 15）を作成し、半期毎に学習成果や単位取得の状況を学生自身が整理し、今後の履修についての見通しを持てるようにしている。また、『学生カルテ』の内容を元に担任が学生との個人面談を行い、卒業と就職に向けた支援を行っている。「教職実践演習」の授業では、履修カルテを作成し学生が単位取得状況を確認している。また、「資格取得支援委員会」が年度初めに、学生一人ひとりについて単位履修状況を確認している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

< 区分 基準Ⅱ-A-5 の現状 >

入学者選抜の主たる広報媒体である『学校案内』（提出 2）、『入学者選抜要項』（提出 20）、ホームページの入試領域の冒頭部分（提出 11）のそれぞれに、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）が明確に表示されている。

パンフレットの 1 ページ目には、「学長メッセージ」として建学の精神と理念に基づき本学の柱であるコミュニケーション教育が記されている。

入学者選抜要項の表紙には専攻別に入学定員を明記し、選抜の種類別に定員内訳を表示し、1 ページ目には入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）をはじめ、教育課程編成の方針、卒業認定・学位授与の方針の三つが明確に記され、3 ページ以降に、現代コミュニケーション専攻と幼児教育専攻の専攻別に学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、一般選抜スカラシップの出願資格、選考日程、選考方法、出願書類が明記されている。

ホームページの学校紹介のページでは、受験生に分かりやすいように、入学者受け入れ

の方針の副題として、「このような受験生を求めています」という表現を用いて説明し、過去の入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数についても公表している。またホームページの入試情報のページでも、入学者受け入れの方針を最初に明記し、その後に募集人員、選考方法、選考日程の詳細をわかりやすく記載してある。

学校推薦型選抜については、指定校の進路指導部に専攻別（現代コミュニケーション専攻と幼児教育専攻）の推薦基準（評定平均値）を文書にてお知らせすることを入学者選抜要項とホームページに明記し、奨学金を給付する選抜についても同様に、その詳細について入学者選抜要項とホームページに明記してある。

総合型選抜では、事前に受験生に小論文を提出させ、選抜当日には、入学前の学習の成果と学校生活にかかわる詳細にわたる面接を実施し選考している。受験者の中で特別な業績がある者を特待生（スポーツ（女子バレー・バスケット・バドミントン・テニス等）成績優秀者・資格取得者・ボランティア経験者等）と見なし、高校の担当教員あるいは部活動の顧問による推薦書を提出義務とし、業績に応じて奨学金を出している。

一般選抜には一科目受験型と二科目受験型があり、二科目を選択した場合は成績に応じて奨学金を給付している。受験科目は、本学独自作成の国語のほか、共通テストや外部試験（英検など）も選択できるようになっている。

不本意入学を避けるため、入学者選拔出願者には学校見学・オープンキャンパス・個別相談のいずれかに参加することを推奨しており、遠隔地の受験生にはオンライン個別相談を実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

現代コミュニケーション学科、および各専攻の卒業認定・学位授与の方針は、「～を修得している」「～を有している」等と、具体的な目標が明示されている。また、シラバスには各授業と学位授与の方針との関連が記載されている。授業の到達目標は、「～ができるようになる」等、具体的な知識、技能の修得が明記されている（提出12）。

成績評価は、シラバスに明記された授業の到達目標に沿って、厳密に行われているが、大多数の学生は2年間で卒業単位を満たしており、十分到達可能である。また、上記のように、シラバスには各授業と学位授与の方針の関連が明記されているので、卒業単位を満たすことで、卒業認定・学位授与の方針も満たされるようになっている。

現代コミュニケーション専攻 2022 年度（令和4年度）実績においては、2年次在籍学生のうち2名を除いて卒業単位を満たしており、到達目標は十分達成可能である。また、学習成果獲得の証明の一つである資格取得においては、延べ189名が何らかの資格を取得し

ている（備付 21）。

幼児教育専攻では、修得すべき知識・技能を身につけた上で、保育士資格・幼稚園教諭免許取得のための「保育実習」「教育実習」で保育現場に送り出している。そのため、実習前に習得すべき科目を「フィルター科目」として設け、短大での学びの成果を実習につなげていけるようにしている。また、実習の評価については、実習先からの評価を重視しつつも、すべての実習の評価について幼児教育専攻会議において、実習担当教員、実習巡回教員を中心に議論し、評価を行っている。その結果、幼児教育専攻 2022 年度（令和 4 年度）実績においては、2 年次在籍学生 38 名のうち 31 名が幼稚園教諭二種免許を、37 名が保育士資格を取得しており、それぞれ高い値となっている（備付 21）。

以上から、学習成果は適切に設定されているとともに、達成可能であると判断できる。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学習成果の獲得状況は、量的には GPA、単位修得状況、資格獲得状況によって測定しており、質的には「学習ポートフォリオ」（現代コミュニケーション専攻）、「学生カルテ」（幼児教育専攻）の記載およびこれに基づく担任指導によって測定されている（提出 7、備付 21、備付 22）。

また、両専攻とも学習成果の獲得状況を学習発表会において公表しており、2022 年度（令和 4 年度）は、12 月 22 日に開催した（備付 20）。午前中には幼児教育専攻の学生が音楽表現において学習成果を発表し、午後には現代コミュニケーション専攻の学生が、1 年生は SDGs という共通テーマからクラスごとに選んだ内容を発表し合い、2 年生は各ゼミが特色のある研究成果を披露した。

学生は、出願時アンケートを起点に、一年次末、二年次末にアンケートを実施し、自らの到達度を評価している（備付 27）。また、毎年短大生調査に参加しており、全国の短大生との比較において自らの位置を確認している（備付 15）。卒業生に対しては卒業生アンケートを実施している（備付 29）。

短大生調査における到達度や学習時間などはホームページで公表している。四年制大学編入学、在籍状況、卒業状況、就職状況（就職率）（備付 38）は毎年集計し学生指導に活かすとともにホームページにおいて公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業し就職した学生について、就職先の一般企業や保育園・幼稚園・施設などに対して「卒業生についてのアンケート」を送付し、評価を求める取り組みを行っている。2022年度（令和4年度）は、コロナ禍での卒業となった2019年度（令和元年度）、2020年度（令和2年度）も含めて2021年度（令和3年度）までの3年間、延べ235の企業や園に対して8月にアンケート調査を実施した（備付28）。

「企業・園が求める能力」と「卒業生の能力の発揮具合」のそれぞれ同じ10項目について、「とても重視している」から「全く重視していない」あるいは「とても発揮している」から「全く発揮していない」までの5件法による評価を求めた。

短期大学の卒業生に対して企業や園が重視する職業能力の中で、「年齢に関わらず、気軽に会話できる能力」「相手を理解し、異なる意見を受け入れる能力」「自分から行動する力」「好奇心・興味を持つこと」「忍耐力」といった項目では、60%前後の発揮具合であるとの評価を受けた。一方で、「情報を集める力」「柔軟な発想力」「将来の目標を立てる力」といった項目は能力の発揮具合が低いという評価であり、特に「柔軟な発想力」は企業や園の求めに応じきれていない現状が見えてくる。

一方、四年制大学に編入学した卒業生については、編入学から1年後に、編入学先の大学に対して修学状況を尋ねるアンケートを実施している。ただし、2022年度（令和4年度）は、調査対象の2021年度（令和3年度）の授業がほぼ全ての大学においてオンラインで実施されていたため、アンケート調査を見送り、2023年度（令和5年度）初頭に実施することとした。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

学習成果は明確に定められているものの、評価・査定方法としてルーブリックなどを導入し、成績評価など現在の評価・査定方法とは別の観点からも評価することが求められる。

単位の実質化を図るため1年間に取得する単位数に上限を設けているが、これを学則に明記する必要がある。

全てのシラバスにおいて授業内容および獲得目標がどの卒業・学位授与方針と結びついているのか明記することとなっているが、一部の科目においてシラバスに明記されていなかった。現在、各専攻課程会議および教務委員会において改善作業に取り組んでいる。

社会構造の変化および短期大学進学者の多様化に伴い、求められる教養教育の内容も知識の習得だけでなく社会人基礎力のような実践的な知識・技能へと変化している。教養教育と専門教育の関係を定期的に検証し、教育効果を高めることが必要である。

スマートフォンをはじめとして情報発信が容易な現代においてホームページだけでなく、

SNS などを活用し情報発信力の強化を図る必要がある。これらの情報発信を通じ、入学後の学生生活が具体的にイメージできる入試広報活動を展開している最中である。

学生が卒業後に、企業や園が重視するような職業的能力を発揮できるよう、カリキュラムを編成していくことが必要である。まずは、1 年次基礎演習から 2 年次ゼミナールと続く必修科目の少人数クラスの中で、「相手を理解し、異なる意見を受け入れる能力」を育みながら、「柔軟な発想力」を身につけさせることが課題となる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

〈根拠資料〉

提出資料

- 1 学生便覧（2022 年度）p.I-1
- 14 検定試験日程表
- 15 教務部オリエンテーション資料
- 16 科目履修ワンポイント（1 年・2 年）
- 17 実習に参加する学生へ
- 2 学校案内（2023 年度）
- 18 学校案内（2022 年度）
- 19 入学者選抜要項（2022 年度）
- 20 入学者選抜要項（2023 年度）

備付資料

- 27 学生満足度調査結果
- 23 卒業時アンケート
- 28 就職先アンケート調査結果
- 29 卒業生アンケート調査結果
- 30 HP（新入生サイト）
- 31 入学ガイドブック
- 32 マイトレーニング（現代コミュニケーション専攻）
- 33 保育の基本用語（幼児教育専攻）
- 34 学生記録簿
- 35 学生面接記録
- 36 健康調査一覧
- 15 幼児教育専攻学生カルテ（サンプル）
- 16 現代コミュニケーション専攻自分シート（サンプル）
- 37 カウンセラー面談記録（サンプル）
- 38 進路一覧表

- 39 授業評価アンケート（サンプル）
- 40 授業評価アンケート結果
- 41 社会人入試規程
- 42 留学生募集要項
- 43 専攻課程会議議事録
- 44 作文模試（サンプル）
- 45 就活スタート講座一覧

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

年度初めにガイダンスを行い、シラバスの活用を促している。成績評価基準はシラバスに明記されており、第1回目の授業で詳しく説明し周知している。授業開始から2週間は、履修相談ブースを設置し、教務委員会および教務部の教職員が学生から学習方法や科目選択の相談を受けている。

GPA からアンケート結果まで、すべての学習成果の獲得状況は担任が把握している。学生の基礎学力や学習上の悩みについては、基本的に担任が（科目特有の問題については科目担当者が）把握し、指導している。科目担当者が相談を受けた場合はその結果が担任に伝えられ、担任指導の領域を超える場合は、専攻課程会議で情報共有し、必要な指導を実施している（備付 43）。

授業評価アンケートは履修者が 5 名以上のすべての授業において実施しており、アンケート結果は記載した学生個人が特定されないよう加工し科目担当者に渡されている。科目担当者は考察と改善計画を作成し、これらはすべての学生が閲覧できるよう冊子にまとめ公表している（備付 39、備付 40）。

毎年 1 回、教員連絡会を開催し、専任教員、非常勤講師間で情報を共有し、教育目的・目標及び授業の位置づけを確認している。2022 年度（令和 4 年度）は、3 月 11 日に実施し、『先生方へのお知らせ』を配布して建学の精神から事務的な連絡に至るまでの情報を周知した。

事務職員は、各学生が専攻・コースの教育目的・目標を達成することができるよう、科目選択など履修相談に積極的に応じている。

学習成果獲得の基となる、学生の日々の受講を支援するため、各部署から開講状況や連絡事項等についてポータルサイトで情報を発信している。

学生の出席状況や欠席理由について確認し、必要に応じ学生、科目担当教員や担任と連携し、学生をフォローしている。

定期試験について、受験状況を確認のうえ、欠席学生への追試験受験を促す。不合格科目がある場合、不合格科目判定会議の審議を経て、卒業に必要な単位や科目について、補講や再試験受験を支援する（提出 46）。

学生の成績記録については「GAKUEN」で一括管理している。

図書館では、毎年 4 月新入生向けに「図書館利用ガイダンス」を実施している（備付 63）。10 名程度に分かれた少人数クラスに向けて「蔵書目録検索システム（OPAC）」の使用方法などを説明している。また、新型コロナウイルス感染症が収束していない 2021 年度（令和 3 年度）は実施していないが、購入図書のリクエスト以外にも学生自身が書店で購入図書を選べる「選書ツアー」も毎年企画して、学習向上のための支援をしている。さらに、紀要論文の電子化を進めることで教員の研究に触れる機会を設け、コロナ禍の 2020 年度（令和 2 年度）以降は、入構禁止が解除されてからもしばらく宅配による本の貸し出しを実施している。

学内にはコンピューターラボが設置されており、教員は授業及び課外の指導に活用している。また、学内の無線 LAN は学生用と教員用に分けられており、教員は教員用の無線 LAN を使用して校務にあたっている。

年 1 回セキュリティ講習会を開催しており、教職員がコンピュータを正しく安全に使用することに寄与している（備付 56）。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

大学で学ぶことの目標や心得、勉強の仕方、進路や就職など、授業や学生生活全般について理解の一助となるよう「入学準備ガイドブック」を入学手続き者に対し郵送している（備付 31）。また、専攻ごとに入学前教育教材を送付し、取り組み状況を確認している（備付 32、備付 33）。3 月には新入生サイト（ホームページ）を開設し、授業や学生生活に関する情報を提供している（備付 30）。

入学前にはスクーリングを実施しており、仲間づくり、学習の心得、各種システム登録（アカウント登録）、実習にかかわる説明、ピアノレッスンなどを行っている。また、簡単料理教室を実施しており、一人暮らしを始める学生を支援している。

入学後、2 日間かけ、学習および学生生活支援のためのオリエンテーションを実施している。学習面は教務部が担当し、学生生活面は学生部が担当している。学習に関しては、学内ポータルサイト（立短ポータル）による履修登録およびオンラインを活用した授業および学習支援（Teams、Forms 等 Office365 アプリの使い方や出席確認、レポート提出）の説明を行なっている（提出 15）。学生生活に関しては、教職員の組織、クラブ・サークル活動、学園行事、紫友会（学生自治会）、学内施設・設備、奨学金等の紹介を行なっている。

4 月のオリエンテーションにおいて、『学生便覧』（印刷物）を全学生に配布し、学習支援、学生生活支援に役立てている。各委員会からは印刷物あるいは電子データで資料を配布している。

全学年・全専攻で、担任制を導入し、担任による授業やホームルームを通して支援している。集団では話しにくいことへの配慮として個別面談も定期的の実施しており、指導助言を行う機会を設け、きめ細やかな支援を心がけている。

一方、学習進度の早い学生に対しては、資格取得を推奨しており、難関資格および公務員試験対策については課外講座を実施している。また、漢検、日本語検定、MOS、ピアへ

ルパー、公務員試験対策については、教員が課外でも指導を実施している。

毎年、留学生の受入れを行なっている。また、短期留学を長期休暇中に行う機会を確保し、留学生の派遣は行なっている。ただし、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で協定校の受け入れが中止されるなど難しい状況もあった。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学生の生活支援においても、本学ではクラス担任制を根幹として体制づくりをしている。現代コミュニケーション専攻では、1年次の「基礎演習」や2年次の「ゼミナール」といった必修科目で、学生一人ひとりとクラス担任との間でコミュニケーションを図る機会が数多くあり、相談しやすい環境となっている。幼児教育専攻においては、2017年度（平成29年度）より全学年で「ホームルーム」を新設し、学生一人ひとりとクラス担任との間で定期的にコミュニケーションを図る機会が設けられており、相談しやすい環境につながっている。さらに、保育所・幼稚園・施設実習を軸にして、それぞれ送り出す際に一人ひとりに合った「心構え」を伝えて支援している。全学生の学生生活全般に及ぶ事柄の検討・企画・実施、問題への対応、学生指導や厚生補導等には、教員を中心とした学生委員会（専任教員4名、専任職員1名）と職員を中心とした学生部会（専任職員1名、学生委員長1名）の両輪であたっている。

施設・環境面では、短大は同じ敷地内にある中学・高校との共同使用が多くあり、体育

館やグラウンド利用など両校との日程調整が必要になってくるが、2015 年度（平成 27 年度）には、学生ホール前の中庭に短大専用のバスケットゴールを一台設置し、学生たちが好きな時間に楽しみながらコミュニケーションを図る空間を確保した。食堂も同様に中学・高校との共同使用であるが、お互いに利用時間をずらして設定しているので不便は生じておらず、短大の授業日程に合わせた営業日の調整をしている。学生が最も頻繁に利用する学生ホールには、コピー機、そしてスマートフォンや携帯電話の充電ができるように電源タップを複数設置している。テーブルや椅子のレイアウトについても、カウンター席などを設けて少人数でも利用しやすいように工夫している。ただし、現在は新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため感染対策を講じた配置となっている。

学園運営の学生寮は存在していないが、入学者の中には地方出身の学生が少なからずいるため、希望者には堀ノ内・松ノ木・梅里・高円寺など周辺地域をよく知る不動産会社数社を紹介して住居の確保に協力している。また、本学は新宿駅から地下鉄丸ノ内線乗車約 10 分で最寄りの新高円寺駅に着き、駅からも徒歩 10 分程度であり、スクールバスの運行など自宅通学者への通学上の便宜は必要ない。自転車通学者の駐輪場については、安全性を重視して 2016 年度（平成 28 年度）から中学・高校と共有空間で短大専用の置き場を設置したが、短大校舎出入口に近く学生の利便性を向上させる結果にもなった。

一般的に、2 年間という短い修業年数の短期大学では学生の主体的な課外活動が難しいと言われているが、本学では創立当初から学生自治会である「紫友会」が活躍しており、現在でも学生部を中心として自治会への支援やアドバイスを続けている（備付 75（学生委員会議事録））。2022 年度（令和 4 年度）の紫友会執行部役員（2 年生）は会長以下 7 名で組織され、具体的な活動内容は、文化祭など学校行事の企画運営、新入生歓迎会やスポーツデイ、クリスマスパーティーなどの自主イベントの開催、さらに、学生総会、謝恩会（コロナ禍で中止）、卒業記念アルバム制作なども手がけている。紫友会が企画運営する文化祭・謝恩会などの大きな行事やアルバムなどの制作物については、紫友会が実行委員会を開催し、両専攻 1・2 年それぞれのクラス・ゼミにいる専門委員を招集するなど準備段階から時間をかけ、全学生に働きかけるかたちで主体的に行っている。2022 年度（令和 4 年度）の文化祭では、新型コロナウイルス感染症の影響で、飲食の出店はなしで一般公開なしの中ではあったが、クラス・ゼミが趣向を凝らした出店により開催された。昨年度はコロナ禍でオンライン開催となったが、今年度は対面開催での飲食による感染リスクを最小限にするために、学生の飲食の出店はなしとし外注によるキッチンカーでの飲食の販売や地域のお店の惣菜販売、飲食スペースを固定する形で実施した。物品購入や予算・決算など会計に関わることも含めて、学生の自治活動に関しては、学生部は後方支援や裏方としての助言に徹している。また、大規模な行事とは別に、少人数で地域に出かける「地域とコミュニケーションを考える」を開催し、多様な学生像に対応した支援を行っている。

クラブ・同好会活動などの課外活動は学生自治会に属しており、顧問は各クラブが教職員に依頼するかたちになっている。本学では、運動部での活躍を評価する特待生制度を導入して以来、東京都私立短期大学体育大会などの公式戦で好成績を収めるようになった。とりわけ女子バレーボール部は、2013 年度（平成 25 年度）以来、大会で 7 連覇を達成し

ている。2020 年度（令和 2 年度）より大学女子バレーボールリーグにも参戦している。現在はコロナ禍で思うように活動ができない部分もあるが、徐々に放課後などに感染対策を講じながら文化系のクラブも含めて活動が行われており、交流の機会となっている。

在籍学生における奨学生の割合は高く、毎年半数に及んでいる。日本学生支援機構奨学金をはじめとして、文部科学省私費外国人留学生学習奨励費、東京都社会福祉協議会保育士修学資金貸付制度、財団法人が行っている奨学金制度などが利用できるようになっている。その他にも、成績優秀者には本学独自の「東京立正短期大学奨学金」などが与えられている。このような奨学金に関する経済支援の体制としては、2020 年度（令和 3 年度）より学生部内に奨学金を扱う窓口を開設し、職員が各奨学金に関する説明会を 4 月から昼休み時間を利用して実施し、書き方や必要書類についてのきめ細やかな個別指導も実施している。

2022 年度（令和 4 年度）奨学金利用状況（延べ人数）

	1 年	2 年	専攻科	合計
東京立正短期大学奨学金	—	2	—	2
日本学生支援機構奨学金給付	18	16	—	34
日本学生支援機構奨学金貸与（第一種）	13	19	0	32
日本学生支援機構奨学金貸与（第二種）	17	21	3	41
文部科学省私費外国人留学生学習奨励費	0	0	—	0
あしなが育英会	0	0	0	0
交通遺児育英会	0	0	0	0
小林育英会	2	2	—	4
守谷育英会	0	0	—	0
東京都社会福祉協議会保育士修学資金貸付制度	0	1	—	1
一般財団法人篠原欣子記念財団	1	1	—	2
合計	51	62	3	116

2014 年度（平成 26 年度）に短大独自のカウンセラーを 1 名置くことができ、週 1 回のカウンセリングの他、定期的に「学生相談室だより」発行なども行っている（備付 37）。2016 年度（平成 28 年度）には、必修科目授業内でカウンセラーから学生相談室の説明を受け、実際に教員引率で企画も実施し、学生が学生相談室を利用しやすい環境づくりにも努めている。その他にも、学生の意見や要望の聴取には、学生投書箱を設けている。健康管理および安心・安全に関する啓発活動としては、年度が始まる 4 月に健康診断が実施される他、近隣の杉並警察署を招いての危険薬物やネット犯罪に関する講話も実施している。また、同時期にカウンセラーと連携し、メンタルヘルス不調の早期発見、早期支援のために、全学生を対象にスクリーニングテストである学生精神的健康調査(UPI)を実施している。

留学生に対しては学生部の教職員が定期的に昼休みの時間を活用して留学生連絡会を実施して、学校行事等の伝達、生活上の相談や在留資格の確認などを行い、不利益が生じな

いように努めている。また、定期的に個別面談を実施し、現住所・連絡先・資格外活動内容・生活上の悩み・健康状態などを把握し相談に乗っている。2017 年（平成 29 年）4 月からはキャリアデザイン B の授業で留学生対象の日本語教育指導も始めている。

障がいのある学生支援においては、2021 年度には、教職員で、学内のバリアフリーチェックを行い、エレベーターの鏡の設置、段差が分かりづらい箇所に黄色い滑り止めテープ貼り付け、トイレの手すりの設置など必要な設備を整えた。また、2022 年度からは入学した障がい学生の声聞く機会を定期的に設け、授業の座席の配慮など障がい学生の生活しやすい環境づくりに努めている（備付 35）。

本学における学生の社会的活動は近年その範囲が広がってきている。近隣地域への社会貢献として、妙法寺で行われている寺子屋や子ども食堂、妙法寺門前通り商店会主催の「妙法寺夏のふれあい祭り」などに参加している。教育・福祉関連では、杉並区青年会議所主催による「わんぱく相撲杉並区大会」をはじめ、近隣の小学校でのボランティア活動も実施している。学生の社会活動に対する地域の評価も上がっており、2017 年度（平成 29 年度）より杉並区社会福祉協議会ボランティアセンターと連携した授業・ボランティアの展開もはじまった（備付 75（公開講座・地域連携員会議事録））。ただし、2020(令和 2)年度より新型コロナの蔓延により、なかなか思うように活動ができない状況が続いた。そのような中で、2021 年度(令和 3 年度)より学生部教職員が中心となり、地域のゴミ拾い活動を定期的に実施している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

① 就職支援のための教職員の組織について

学生の就職支援に向けて、就職部・就職委員会が各専攻課程と連携し、全学的な体制が完備している。2022 年度（令和 4 年度）の就職委員会は、現代コミュニケーション専攻の教員 2 名、幼児教育専攻の教員 2 名、そして就職部の職員 1 名で構成されており、就職部・就職委員会で行っている就職支援について、両専攻との連携がスムーズに行える体制になっている（備付 75（就職委員会議事録））。

② 就職支援室の整備と学生の就職支援について

現代コミュニケーション専攻では、1 年次前期から、卒業後の人生も視野に入れた一般的な意味でのキャリア支援を必修科目「キャリアデザイン A」として開始している。1 年

次後期には必修科目「キャリアデザイン B」を設けて、就職活動に挑むために必要な履歴書、自己 PR などの作成準備やマナー習得など具体的な支援を行っている。そして、2 年次前期では、目下の就活支援を実施する「キャリアデザイン C」を開講している。また、就職支援に関しては、キャリアカウンセラー資格を有する非常勤講師やハローワークが参画し、授業外でも学生の就職カウンセリングにあたっている。そして、就職部と 2 年次ゼミナール担当教員との間で、就活状況についての情報交換や学生一人ひとりの支援のあり方について毎月 1 回定期的な打合せを行っている。

就職適正検査や SPI 対策には、「キャリアデザイン A」と、専任教員が担当している 1 年次必修の「基礎演習」で初年次教育の一環としてフォローしている。また、本番の就職活動をスムーズに開始できるような学生支援策として 2016 年度（平成 28 年度）から学期末の 2 月に開講していた「就活スタート講座」を、2022 年度（令和 4 年度）は合宿のような短期集中講座の形式にして「就職支援プログラム」と名称変更し、「学生時代に力を入れたこと」や「自己 PR」などの履歴書対策講座、資生堂による就活メイク講座、そして企業の協力を得て実際の人事担当者による模擬面接も行った（備付 45）。また、コロナ禍での接触制限は緩和されたものの企業のウェブ利用は継続されているので、オンラインでの面接対策も実施した。さらに、「就職支援プログラム」以外にも就職ガイダンスにおいて個別相談の時間を設けて学生一人ひとりに対応している。

幼児教育専攻では、保育士資格と幼稚園教諭二種免許取得のための科目が大半で、保育士や幼稚園教諭としての心構えは日常的に教授されているが、1 年次・2 年次通じて行われている各「実習指導」や「教職実践演習」などの授業が就職支援に直結している。専攻科では、「キャリア形成」の授業において就職に向けた支援が実施されている。

また、幼児教育専攻では、現代コミュニケーション専攻の「就活支援プログラム」のような就職支援に特化した授業を開講する余裕がないため、昼休みや放課後の時間を活用し、就職委員の教員と就職部の職員を中心に就職ガイダンスを複数回実施している。2022 年度（令和 4 年度）は、7 月に「履歴書の書き方」「園選び・求人票の読み方」「公務員対策講座」、8 月にハローワークによる「面接対策講座」、資生堂による「メイク講座」、そして 3 月には 1 年生対象に先輩の就職体験を聴く会も実施している。また、2022 年度（令和 4 年度）からの新たな試みとして、幼児教育専攻の 1 年生を対象とした「マナー講座」を実施し、実習と就活に役立つ社会人基礎力を教えている。

両専攻の情報共有は、就職委員の教員と就職部の職員が定期的な会議で行い、学生の就職支援に向けた取り組みを行っている。そして、卒業後も仕事に関する悩み相談ができるような環境づくりとして就職委員会が中心となり、年に 1 回「ホームカミングデー」を実施している。2022 年度（令和 4 年度）は、コロナ禍を経て再開された短大文化祭開催日に合わせるなど、卒業生が来校しやすい日程で行っている。

③ 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援について

幼児教育専攻では、保育士資格・幼稚園教諭二種免許・児童厚生二級指導員取得のための単位取得が、就職のための資格取得に直結している。2016 年度（平成 28 年度）以降実施している幼児教育専攻の学生（2 年生・専攻科）全員を対象とした「作文模擬試験」を、

2022 年度（令和 4 年度）も 7 月に実施している（備付 44）。幼児教育の現場では、保護者とのやり取りや日誌の記入など文章を書く業務が多いため、「作文模擬試験」は就職試験の小論文対策に留まらず、「文章を書く」ことに向けた対策として、国語担当の非常勤講師と連携を図りながら進めている。また、希望者には、7 月に「公務員模擬試験」も実施した。その他、「准学校心理士」、「ネイチャーゲームリーダー」、「認定ベビーシッター」などの資格取得も支援している。

現代コミュニケーション専攻では、「秘書検定」「MOS」「簿記」「世界遺産検定」「英検」「TOEIC」など、カリキュラム内にビジネス情報関連、観光関連、語学等の多種多様な資格取得のための科目を設定している。また、課外講座で「医療事務」「サービス介助士」など、就職に役立つ資格の取得を支援している。公務員試験対策は、専攻課程を問わず開講している。現状では、当講座の参加者のほとんどが幼児教育専攻の学生であり、受講者は公立施設への就職へとつながっている。

学生は、より多くそして一つでも高い等級の資格を取得することで、幅広い分野に視野を広げ、キャリア形成の動機づけにつながっている。また、取得した資格を履歴書に記載したり、計画的な資格取得の勉強を披露したりすることによって、就職先からは就業に向けた積極的な姿勢として評価を受けている。

就職内定者数推移

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
現コミ	学生数	73	68	83	82	75
	就職希望者	43	44	42	39	40
	内定者数	42	42	38	38	38
	内定率	97.67%	95.45%	90.48%	97.44%	95.00%
幼教	学生数	37	50	36	44	38
	就職希望者	20	36	23	35	25
	内定者数	20	36	23	34	25
	内定率	100%	100%	100%	97.14%	100%
専攻科	学生数	8	13	9	8	7
	就職希望者	7	9	9	8	7
	内定者数	7	9	9	8	7
	内定率	100%	100%	100%	100%	100%
合計	学生数	118	131	128	134	120
	就職希望者	70	89	74	82	72
	内定者数	69	87	70	80	70
	内定率	98.57%	97.75%	94.59%	97.56%	97.22%

学生の就職状況についての情報は、就職部が恒常的に集約し、就職委員会が毎月の教授会で就職状況を報告し共有している。

④ 卒業生アンケートの結果を在学生の就職支援へ活用する取り組み

就職に関する卒業生の声を聞き、その声を在学生の就職支援に取り入れるべく、2022 年度（令和 4 年度）は、8 月に 2019 年度（令和元年度）と 2021 年度（令和 3 年度）の卒業生を対象に短期大学基準協会の指標に基づく「卒業生アンケート調査」を実施した（備付 29）。また、卒業生の進路先である一般企業・園に対しては、コロナ禍で調査できていなかった 2019 年度（令和元年度）卒業生から 2021 年度（令和 3 年度）の 3 年間分を調査すべく、就職委員会で独自に作成している「進路先に対するアンケート」を復活させた（備付 28）。集計結果は、ホームページで公表している。

卒業生アンケート調査では、「短期大学で学んだ知識や能力はどの程度役に立っているか」という質問に対して、「専門分野や学科の知識」「PC など情報機器を使う力」など習得した知識や技能だけでなく、「異なる文化や考えを持つ人々を理解する力」「他の人と協力する力」「ねばり強さ」などが身につく、卒業後の仕事にも役立っていると感じている卒業生の割合が全国平均よりも高かった。コロナ禍で学生相互の交流する機会が限られていた中でも、卒業後の進路をイメージして努力していたことがうかがえる。また、「地域や社会に貢献する意識」が身につく役立っていると感じている卒業生の割合が全国平均よりも高いのも、周辺地域でボランティア活動を続ける在学生にとっては、参考になる結果であった。

次に、短期大学への評価を問う質問では、「短期大学の先生」「短期大学の事務職員」を「そう思う」と回答した割合が 60%以上ととても高く、「ややそう思う」も含めると 90% 近くになっており、短大全体の平均よりも 10～15%ほど高い評価が出ている。この結果は、現代コミュニケーション専攻では「キャリアデザイン」の授業や「就活スタート講座」を担当している教員、ゼミナールの担任、幼児教育専攻ではクラス担任や実習指導の教員の就職支援の成果だと言えるが、両専攻の卒業生ともに、一人ひとり親身になって支援してもらった就職部の職員を高く評価している。この卒業生アンケート結果を踏まえて、1 名しかいない職員に過重な負荷をかけないように、就職委員会と両専攻のゼミ・クラス担任との連携を強化し、在学生が身近な教員にも就職の適切なアドバイスを受けられるような体制づくりが必要になってくる。

そして、本学が独自に実施している就職先アンケート調査では、「就職後に必要だと思う職業的能力」について、一般企業・園ともに、「相手を理解し、異なる意見を受け入れる能力」「自分から行動する力」「柔軟な発想力」「好奇心・興味関心を持つこと」などを重視していた。一方、卒業生の発揮具合では、「柔軟な発想力」や「情報を集める力」などが弱い傾向にあった。このアンケート結果を活かして必要な能力を高める教育を展開すべく、就職委員会ならびに現代コミュニケーション専攻・幼児教育専攻の各専攻課程会議で議論し、教授会で審議した結果、学習成果発表会までの準備期間を利用して、クラス・ゼミなど少人数による演習形式の授業でディスカッションの機会を増やし、「柔軟な発想力」や「情報を集める力」を養うことが検討されている。

東京立正短期大学 卒業生就業調査実施要領

・進路先に対するアンケート（就職委員会作成）

調査対象：2019 年度（令和元年度）88 社・2020 年度（令和 2 年度）70 社

2021 年度（令和 3 年度）80 社 総計 238 社
発送時期：2022 年（令和 4 年）8 月 10 日
回答期限：2022 年（令和 4 年）9 月 5 日
・卒業生に対するアンケート（短期大学基準協会）
調査対象：2019 年度（令和元年度）88 名・2021 年度（令和 3 年度）79 名
総計 167 名
発送時期：2022 年（令和 4 年）8 月 5 日
回答期限：2022 年（令和 4 年）8 月 31 日

⑤ 進学支援の取り組み

本学では、四年制大学編入学の指導を積極的に行っている。入学時、夏休み前、11 月の年 3 回、編入学ガイダンスを実施しており、それぞれ、編入学への意識付け、夏休み中の学習および出願準備、実際に編入学した卒業生を招いての説明会を行っている。また、キャリア支援の授業である「キャリアデザイン B」（1 年次後期）、「キャリアデザイン C」（2 年次前期）は、就職を目指す学生と分け進学を目指す授業を開講しており、志望校選定から志望理由書の添削や面接対策、苦手分野の指導をととして学生を支援している。本学の少人数制の利点を活かした課外における指導も積極的に行われており、専攻分野に応じて本学の授業だけではカバーできない範囲をレクチャーしたり、苦手分野の克服のための補習を行ったりしている。四年制大学編入学希望者はほぼ全員編入学を果たしている。

過去 5 年間の四年制大学編入学実績 ※ 2022 年度とは 2022 年度入試を指す

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
現コミ専攻	8	12	18	26	14
幼教専攻	0	1	1	1	1
合計	8	13	19	27	15

⑥ 留学支援の取り組み

都短協主催の海外語学研修が廃止されて以降、民間業者と連携しながら英語圏への短期留学を支援してきた。現代コミュニケーション専攻においては「海外研修」、幼児教育専攻においては「共通自由選択」科目として、4 週間の語学留学を単位認定している。また、2016 年度（平成 28 年度）には、韓国・培材大学と協定を締結し交換留学制度を発足させた。ただし、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で、2022 年度（令和 4 年度）に海外留学した学生はいなかった。

<テーマ 基準 II-B 学生支援の課題>

① 学生相談

学生相談の課題は、心の問題を抱えていても相談室を利用しない学生、あるいは、心の問題を抱えていても、それらに気づくことが難しく漠然としたつらさを抱え続け気持ちが不安定になってしまっている学生などをいかに支援につなげていくかである。これらの課題に対して本学では、精神的な問題を抱えた学生の早期発見、早期支援のために、全学生を対象にスクリーニングテストである学生精神的健康調査(UPI)を 4 月のオリエンテーシ

ョンで実施し対応してきた。UPI の結果から問題を抱えていると思われる学生にカウンセラーの面接へつなげる早期発見と支援（本人の了承を得た学生のみ）をおこなっている。しかし、限られた相談日・相談時間であるため、学生が相談したいときに相談できず支援につながらないという課題がある。これらの問題への対応には、学生相談室の組織的な運営が必要である。

② 保健関連

短大建物内に保健室はあるが、常駐の養護教諭・保健師がいないため日常的な体調不良の対応や怪我の応急処置は学生部職員（養護教諭免許状有資格者）が対応している。保健室内の薬品等の備品も学生部が管理している。2021（令和 3）年度も一週間に数名の学生が保健室を利用してきた。ただし、使用されていないときの保健室は管理が不徹底になってしまっていることから、今後は、保健利用以外の使用がなされないよう利用法について今一度学内での議論が求められてくる。また、学生相談の観点からも、健康・衛生管理面ではとくに定期的に駐在する保健師の確保も課題となってくる。

③ 障がい者などの受け入れ支援

本学は築 50 年と古く、しかもバリアフリー化が難しい地形に建物が存在する。昨年度は、教職員が、施設・環境面での課題を認識し対策を講じるために、車椅子を使い、学内を回るバリアフリーチェックを実施し、エレベーターの鏡の設置、段差の分かりづらい箇所への黄色い滑り止めテープの貼付け、トイレの手すり設置等、必要な対策を講じてきた。さらに、昨年度はハラスメント防止委員会主催の研修会で、今年度は教員連絡会で、改正「障害者差別解消法」で示されている私学の「合理的配慮」の義務化について説明し、懇談の時間において意見交換を行った。今後もさらなる教職員の理解を深める研修、施設設備および相談員の充実などに向けて取り組みを進めて行くことが必要である。

④ 留学生関連

2020 年度からのコロナ禍によりもたらされた連絡手段の多様化（電話、メールだけでなくチャットや学内システムのポータル配信の活用）により、いつでもどこでも連絡は取れる状況になったが、それゆえに連絡の重みが薄れ、連絡を受け早急に対応する学生が少なくなってきた傾向がある。また多くの留学生が日本語学校を経て入学するが、そこでの対面での授業がオンラインとなり、対面でのコミュニケーションをとる機会があまりない状況があったためか、対面でのコミュニケーションの重要性を認識していない状況が見受けられ、直接しっかりと話をする機会がもてない状況が出てきた。このことにより在留ビザ、健康保険証の確認の作業に困難をともなった。コロナ禍では、本来の業務に加えて感染症対策を講じて支援を実施してきたが、本学では学生部が留学生案件も対応しており、職員の負担増は否めないため、対策が必要である。

⑤ 就職支援

現代コミュニケーション専攻では、2022 年度（令和 4 年度）2 年次前期の必修科目「キャリアデザイン C」を希望職種（事務職／サービス・販売職）でクラス分けをした。この取り組みは一定の成果があったが、学生の中には、短大入学時から卒業後の進路を就職／編入学（専攻科進学）以外で考えている者も増えつつあり、1 年次後期より実施された「就

活スタート講座」から意欲的に活動を進められた学生と、なかなか就職活動を始められない学生との差が大きくなり指導に苦慮した。一方、幼児教育専攻では、先輩の話を聞く就職ガイダンスが功を奏して幼稚園実習を終えて自主的に就職活動をする姿が目立ち、例年より早い時期に就職先が決まる学生が多かった。現代コミュニケーション専攻でも「内定報告会」などは実施しているが、グループワークや座談会など先輩と直接話をするところから得られるものが多いので、今後は社会人として活躍している卒業生などにも積極的に声をかけご協力いただき、多くの先輩方とコミュニケーションをする機会を増やしていきたい。

次に、卒業生アンケートでは、論理的思考力や自学自習能力、そしてリーダーシップなどの項目が短大の全国平均と比べて低い結果が出た。就職一年目ではあまり求められない能力であるものの、社会人生活が長くなるほど求められる能力であるので、就職支援の一環と位置づけて「社会人教育」も強化していく必要がある。

また、近年はエージェントを通じた就職の割合が全国的に増えつつあるが、利用したことによってミスマッチも発生しているため、就職部では引き続き学校からの求人紹介を第一として、企業や園探しの際には注意しながら検索するよう学生に促しつつ、今後の課題としてエージェントへの対応を研究していきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の第三者評価時には、①学生相互のつながり、②地域とのつながり、の2点を行動計画としてあげた。実施状況は以下のとおりである。

① 学生相互のつながり

現代コミュニケーション専攻では2017年度（平成29年度）より一年次科目として「ゼミナール入門」を開講し、二年次の「ゼミナールB」と合同で授業をおこなうことで1、2年生の交流と連携を図ることとした。同じく2017年度（平成29年度）より、幼児教育専攻では「ホームルーム」を開設し学生相互の連携を図ることとした。また、現代コミュニケーション専攻、幼児教育専攻のどちらに所属する学生も履修できる合同授業を徐々に拡大しており、2022年度（令和4年度）は、「パフォーマンスA」「同B」「音楽アンサンブル」「教育相談」「社会的養護」を開講し、両専攻間の学生交流にも寄与している。

② 地域とのつながり

地域とのつながりは、主に「ボランティア」関連の授業で商店街のイベントやお祭りに参加してきたが、本学に付属する保育所の開設を「つながり」の目標の一つに位置付け準備活動を進めている。この保育所開設によって、専攻科の学生たちの定常的な実習場所が

確保され、そこから 2 年生の実習先にもなれば幼児教育専攻内での学習支援になり、「たてのつながり」も期待できる。さらに、保育所を持つことで、本学が地域の「子育て支援センター」のような役割を担い、子育て世代相互、そして先輩世代との「保育つながり」も生み出すことができるようになる。地域との本格的なつながりの第一歩として、2017 年度（平成 29 年度）から「地域と子育て」という科目で杉並区和田商店街の子育て支援に学生が一年を通じて参加する試みが始められている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

①総合的な学生支援

メンタルヘルスに課題のある学生はもちろんのこと、障がいのある学生支援、留学生支援を視野にいれながら、多様な学生を支える学内の仕組みを作るために学生相談室運営委員会を立ち上げ、カウンセラーと教職員が連携をとりながら学生支援を可能にするために「学生相談室」の組織化を目指す。

② 学生支援に活かせる IR の強化

前述のように、IR 担当部署が設置されたがその活動は萌芽的である。本学のような小規模校に合った分析方法を開発し、入学前から卒業後に至る学習成果の獲得状況を分析し、学生支援に活かしていく。

③ 教職員間の情報共有

一人ひとりに目が届く小規模校とはいえ、学生のちょっとした変化が退学に結びついてしまうことがある。これを防止するには、個人情報に配慮しつつ教職員間での情報共有を図り少しでも早い対応が必要となる。2017 年度（平成 29 年度）から教務の基幹システムが稼働したが、これを学生支援全般に広げ、情報共有を図る。

一方で、病歴や高校時代のことなどを多くの人に知られたくない学生も存在する。情報共有および学生支援の方法について、FD、SD 研修会などを通じて教職員間で意志一致する必要がある。

④ 留学生に対する入学前における説明の改善

留学生のみを対象にしたオープンキャンパスや説明会を実施する。そこでは、全般的な本校の特色を示すだけでなく、入試以前から大学の基本的なシステム（単位認定の基準など）、本学のカリキュラムや入学後の学習で必要な能力などを理解してもらう。そして、とくに近年日本での就職を安易に考えている留学生が目立つことから、同時に短大卒業後の希望進路を事前に調査して、就職の場合、進路に必要な日本語能力の高さを伝えて入学前から継続的な勉強の必要性を強く自覚させる。

⑤ 留学生指導体制の改善

入学試験において、日本語能力検定の等級や日本語学校での出席率あるいは入学者の意欲などを基準とするだけでなく、筆記試験や面接の段階で大学生活をおくるだけの理解力があると判断し、就職希望の留学生入学者を受け入れる以上、2 年間という短大在学期間の短さで日本語能力をレベルアップさせるカリキュラム・補習などを質・量ともに改良する。就職部の働きかけにより、2017 年度（平成 29 年度）から 2 年次必修科目の「キャリ

東京立正短期大学

アデザイン B」に留学生のコースが設けられ、日本語能力を高める取り組みが始められた。学生部もキャリアデザイン担当教員、日本語担当教員と連携して留学生の指導にあたり、就職に至るまで日本語能力向上と就活訓練を実施できるような年間スケジュールを作成しなければならない。

基準Ⅲ

教育資源と財的資源

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

〈根拠資料〉

備付資料

- 46 個人調書（2023 年 5 月 1 日）
- 47 教育研究業績書
- 48 非常勤教員一覧（2023 年 5 月 1 日）
- 49 年齢構成表（2023 年 5 月 1 日）
- 50 東京立正短期大学紀要（第 49 号・2021 年 3 月）
- 51 東京立正短期大学紀要（第 50 号・2022 年 3 月）
- 52 東京立正短期大学紀要（第 51 号・2023 年 3 月）
- 53 職員一覧（2023 年 5 月 1 日）
- 54 FD 活動記録（2020 年度）
- 55 FD 活動記録（2021 年度）
- 56 FD 活動記録（2022 年度）
- 57 SD 活動記録（2020 年度）
- 58 SD 活動記録（2021 年度）
- 59 SD 活動記録（2022 年度）

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

学科・専攻毎の教員組織を構成し、設置基準に定める教員数を充足している。専任教員は、任用昇任規程に基づき、学位、教育・研究実績、その他の経歴が厳格に審査されており、人事規程第 6 条に定める業績を有しており、短期大学設置基準を満たしている（備付

46、備付 47)。

(教員任用・昇任規程)

第 1 条 専任の教員となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 教授

(イ) 博士の学位を有し、教育研究上の業績があると認められる者。

(ロ) 満 5 年以上大学（短期大学・高等専門学校を含む。以下同じ）の准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者。

(ハ) (イ) または (ロ) の該当者と同等以上の学識経験および教育研究上の業績があると認められる者。

(ニ) 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者。

2. 准教授

(イ) 満 3 年以上大学の講師の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者。

(ロ) (イ) の該当者と同等以上の学識経験および教育研究上の業績があると認められる者。

(ハ) 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者。

3. 講師

(イ) 修士以上の学位を有し、教育研究上の業績があると認められる者。

(ロ) (イ) の該当者と同等以上の学識経験および研究上の業績があると認められる者。

(ハ) 特定の分野について、教育上の能力があると認められる者。

4. 助教

(イ) 修士以上の学位を有し、かつ成績優秀な者。

(ロ) (イ) の該当者と同等以上の能力を有すると認められる者。

第 2 条 非常勤教員を委嘱する場合は、前条を準用する。

第 3 条 専任教員を任用・昇任する場合は、次の手続きによる。

1. 教務委員会委員長が任用・昇任を発議し、学長に具申する。

2. 具申の時期は、毎年 11 月初旬とする。

3. 学長は、前項の具申に基づき、学長を委員長とする任用委員会を設ける。

4. 任用委員会は、第 1 条に定める専任教員資格要件ならびに別に定める業績審査基準に基づいて、推薦された候補者の業績などを審査する。

5. 学長は、任用委員会において適当と認められた候補者の任用・昇任を、原則として 1 月の教授会に諮り意見を聴き、1 月の理事会に具申し、理事会において審議決定し、4 月に理事長が任命する。

専任教員だけでは担えない専門科目については教育課程編成・実施の方針に基づき非常勤講師を配置しており、任用にあたっては専任教員同様に、学位、教育・研究業績、その他の経歴を審査している（備付 48）。近年多様な学生が入学するようになっており、学生相談を充実させるとともに幼児教育専攻における実習の困難を解消するため、2021 年度

(令和3年度)には助教を採用した。教員構成は以下のとおりである。

区分	教 授	准教授	講 師	助 教	専攻合計
現代コミュニケーション専攻	3	2	2	0	7
幼児教育専攻	3	2	1	1	7
学科合計	6	4	3	1	14

教員の採用・昇任は、教員任用・昇任規程、任用委員会規程、教員任用・昇任規程に関する内規に基づき選考し、学長は任用委員会が適当と認めた候補者について教授会の意見を聞き、理事会に具申し決定している。2022年度(令和4年度)には、教授1名の任用、専任講師1名の准教授への昇任が審議され、いずれも承認された。加えて、名誉教授規程に基づき、年度末で退職する教授1名を名誉教授候補として理事会に上程し、承認を得た。また、任期制教員の任期解除、更新についても上記に準じた取り扱いをしており、当年度では、1名の任期の更新(2年)を決定した。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の教育活動については、各専攻課程会議での協議と意思決定によって教育方針に沿って行うよう担保されている。とくに学生一人ひとりの学習状況を把握する教育姿勢の確認は、毎回の会議においての主要議題として取り上げられている。また、教員のFD活動については、FD委員会規程を制定して、その推進を図っており、中間、期末各授業評価の公開、授業相互参観・授業撮影などのFD活動によって、相互に授業改善に取り組む姿勢が醸成されている(備付56)。なお、学生各人の学習状況等については、小規模な短大のため、毎月の専攻課程会議で常に共有されている(備付43)。

専任教員の来歴、研究活動状況は、ホームページで公開している。現状において、業務

多忙化が進行しているが、毎年研究紀要を刊行し研究成果を公表している（備付 52）。2022 年度（令和 4 年度）に専任教員で科学研究費補助金を獲得している者は、新規・継続をあわせて 5 名（すべて研究分担者）であった（備付 47）。科学研究費申請の案内等は、毎年の教育倫理・コンプライアンス研修時に実施している（提出 46）。

教員の研究活動を保障するため、専任教員全員の個人研究室を整備し、毎年研究紀要を刊行している。また、個人研究費規程、特別研究費助成規程、出張旅費規程を整備し、研究活動を助成している。研究不正防止に関わる規程も整備されている。

また、教員の授業コマは、週 6 コマを基準とすることを服務規程で条文化し、研究時間の確保に努めている。一方で、教員の海外での研究活動に関わる規程類は未整備であるが、出張旅費規程において、海外での学会参加・発表の参加に対する海外出張旅費の支給（1～2 回）に関する条文を明記している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

教学部門として教務部、学生の生活関連支援部門として学生部、就職支援部門として就職部を設けている。学生の学習成果を向上させるため、教員を主とする各委員会（教務委員会、学生委員会、就職委員会）と連携して活動している。各委員会には教員に加えて、事務局から事務職員が参加して、学生の状況の共有を図るとともに、教員の要望と実務の調整を図り、各業務が滞りなく進行するよう図っている（備付 53）。事務局の SD 活動については SD 委員会規程を整備し、各種研修を行っている（備付 59）。今後も、中長期的な計画を策定し、到達目標を明確にして SD を実施していくことが求められる。事務局は、「事務運営規程」に基づき運営されており、責任体制、校務分掌とも明確であり、連携も取れている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

就業規則そのものは制定していないが、人事規程・服務規程・給与規程の3規程をもってそれにあてることが、労働基準監督署に認められており、これらによって運用されている。各規程は整備されており、教職員がいつでも参照可能なように教員メールボックスの側に常備されている。また、これら規程の改正には、教職員の過半数代表の合意が必要であり、教授会構成員でない職員にも周知する態勢となっている。

休講、補講、学外授業など授業に関する申請、届出などには統一書式が設けられ、紙媒体や電子ファイルで各教員に配布されている。授業回数半期15週の原則は厳守されている。2017年度（平成29年度）からは、新教務システムが稼働を始め、休講・補講の連絡、学生の出欠状況確認などはリアルタイムで行われ、現時点に至っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員の留学、海外派遣にかかわる規程が未整備であり、今後の整備が必要である。

オフィスアワーを設定しているが、実際には日常的に学生が研究室を訪れており、研究室が研究活動の場として活用しにくい現状がある。

非常勤講師には、ディプロマ・ポリシーと連動した統一書式でのシラバス作成の要請（WEBシラバス）や学期開始前の教員連絡会の開催等を通じて短大の教育方針についての意思統一を図っている。2021年度（令和3年度）は新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で教員連絡会は新任教員のみを対象としたが、2022年度（令和4年度）は旧に復している。また、時間的な制約から非常勤講師にFD活動に常時参加してもらうことが困難で、学生の授業評価結果などからITの活用による事後的な対応で授業改善を図る以外に方法がなく、また、日常的な非常勤講師との対話の機会の設定が継続的な課題としてある。

本学は小規模校であるため、職員配置は、事務長1名、教務部3名、学生部1名、就職部1名、入試広報部1名、総務部1名、図書館司書1名となっている。ほとんどの部が1名体制であり、負担が大きいばかりでなくジョブローテーションも困難な状況にあったため、2017年度（平成29年度）から短大運営の基幹システムとして、「GAKUEN」を導入した。このシステムにより業務の標準化が進んでおり、職員の負担軽減を図りつつあり、今後も継続的に考えていきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

財政的制約のため教職員の増員が困難な状況下であるので、補充人事は計画的に慎重に行う必要がある。

教員については、既存分野にこだわることなく、短大の将来構想の検討と連動した補充を検討している。

教員、事務職員とも必要最低限の数であるため人員の余裕がなく、教員にあっては授業

と校務に迫われ、教育内容の充実に資する研究の機会の確保が困難化している。事務職員では業務担当の一部固定化が属人的業務傾向を招き、ジョブローテーションによるスキルの向上を制限しているため、研修機会やシステム化の推進などが求められる。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

〈根拠資料〉

備付資料

60 校地、校舎図面（ウェブサイト「公開情報・教育研究上の基礎的情報」

<https://www.tokyorissho.ac.jp/about/presen/standard/>

61 図面

62 図書館図面

63 図書館オリエンテーション資料

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

施設に関しては、すべての面で短期大学設置基準が求める基準を充足している(備付 61)。校地は、すべて同一の敷地内及び隣接地にあり、総計で 11,000 m²を超え、基準面積(10 m² × 200 = 2,000 m²)の約 5 倍を有している。運動場面積は、約 4,500 m²でサッカー・野球等

も可能であり学生数に対し十分な面積といえる。校舎・体育館は計 6,430 m²を有し基準を上回っている。授業等の方法が多様化しており、様々な教員の要望に応えるため、各教室には PC 対応の大型モニターまたはプロジェクターを設置している。幼児教育専攻の学生には、ピアノ練習室、調理実習室、保育実習室、実習室などを備えて学習・演習に供している。また、全学生対象に語学学習の機能も備えたコンピュータ教室を設置している。2022 年度（令和 4 年度）には、教室を改修して、授業及びクラス活動において要望のあった壁面に全身鏡を配置したダンススタジオを設置し、利用の便に供している。図書館は本館 1F で、各教室から 2～3 分以内というアクセス上大変便利な場所にある。十分な広さと蔵書を持ち、学生の学習に対応している。図書館の一角にラーニングコモンズを設け、ゼミやグループ学習に供している（備付 62）。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

「固定資産および物品管理要領」および「経理規程」を整備し、諸規定に従い施設・設備、備品等を管理している。防災委員会が定期的に（年 2 回程度）地震と火事を想定した避難訓練を行っている。学生用コンピュータおよび教職員用コンピュータには、すべてセキュリティソフトを導入し、安全対策を講じている。高校を含め学園内に 6 か所の防犯カメラを備え、短期大学事務室でモニタリングできる環境を整備している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

学生や教員の要望や時代の変化に対応し、コンピュータ室のシステム改修を初め、必要な設備を計画的に充実させていく。

2017 年度（平成 29 年度）から全学的にセキュリティソフトを導入したものの、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文科省（平成 29 年 10 月））」及び「同（令和 4 年 3 月改訂版）」に基づく全学的な情報セキュリティ体制については、今後実現していきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

本学は創立 56 周年を迎えたが、耐震対策を兼ねた改修を一度実施したのみで、創立以

来同じ建物を現在も使用している。現在のところ具体的な建替えの計画もないため、今後もメンテナンスしつつ、校舎を維持していかなければならない。内部もさることながら外壁や、外部階段の劣化も生じるため、適宜の補修が必要である。各教室内の設備についても年次更新のものがあるため、外装も含め、年次計画を策定し、順次対応している。

また、年配の方にも科目履修生や公開講座聴講生として、やがては社会人学生として来ていただくために、なにより障がいのある学生を受け入れるためにもバリアフリー化等の配慮は進めなければならない課題である。しかし、校地は落差のある地形である上、バリアフリーの発想のない時期に建てられた古い建物が多く、全体のバリアフリー化は難しい。今後、徐々にバリアフリー等の配慮を検討していかなければならない。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

〈根拠資料〉

備付資料

64 学内 LAN 一覧表

65 座席表

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

財政的制約から、必要とされる技術的資源を順次計画的に整備している。とりわけここ数年間は、ICT 環境の整備と学習環境の改善や教育改革に結びつく施設・設備の改修に取り組んできた（備付 64）。

2013 年度（平成 25 年度）にはコンピュータ教室のパソコンを一新し授業支援システムも導入した。2014 年度（平成 26 年度）にはアクティブラーニングを促進するため 302 教室、403 教室の改修を実施するとともに各種機材を導入した。2016 年度（平成 28 年度）

には、現代コミュニケーション専攻の学習環境を改善するために 407 教室を、幼児教育専攻の学習環境を改善するために 401 教室の改修を実施した。2017 年度（平成 29 年度）には、WEB シラバスをはじめとする、履修、出欠管理、成績管理にかかわるシステムを導入した。2020 年度（令和 2 年度）、2021 年度（令和 3 年度）には、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で WEB 授業を時期によっては全面的に実施したが、上記の各種システムに加え Office365 を運用していたため、迅速に対応することができた。

今後も継続的かつ計画的な設備更新や特別教室の整備、それらを運用するシステムの導入を計画していきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本学は小規模校故に財政的制約がある。改革総合支援事業、ICT 整備事業等、教育改革を推進することで受けられる補助金を活用していく必要がある。科学研究費補助金等の外部資金においても間接経費として技術的資源の整備に使用することが認められており、積極的な応募と活用が必要であり、短大全体で取り組むことが必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

耐用年数と ICT 機器の進歩を考慮しながら、今後も順次入れ替え計画を実施していく。

喫緊の課題は、ICT 関連においては、インターネット回線の増強、貸出用ノートパソコンの入れ替え（2012 年度（平成 24 年度）に導入したノートパソコンの入れ替え）、図書館および学生ホールのパソコンの入れ替えおよび増設である。これらを順次実施していく予定である。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

〈根拠資料〉

提出資料

- 21 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）
- 22 事業活動収支計算書の概要
- 23 貸借対照表の概要（学校法人全体）
- 24 財務状況調べ
- 25 資金収支計算書・資金収支内訳表（2020 年度）
- 26 資金収支計算書・資金収支内訳表（2021 年度）
- 27 資金収支計算書・資金収支内訳表（2022 年度）
- 28 活動区分資金収支計算書（2020 年度）
- 29 活動区分資金収支計算書（2021 年度）
- 30 活動区分資金収支計算書（2022 年度）
- 31 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（2020 年度）
- 32 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（2021 年度）
- 33 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（2022 年度）

34 貸借対照表（2020 年度）

35 貸借対照表（2021 年度）

36 貸借対照表（2022 年度）

37 事業報告書

38 事業計画書／予算書

備付資料

67 財産目録（2020 年度）

68 財産目録（2021 年度）

69 財産目録（2022 年度）

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学園全体の財務状態の悪化は、2007 年（平成 19 年）の文部科学省の助言に基づいて、

私学振興・共済事業団の経営指導を受けることを余儀なくさせたが、2013 年度（平成 25 年度）からは『経営改善新 5 ヶ年計画』を指針として財政の改善に取り組んできた。その一方で、入試広報活動の充実による入学者数の増加、教育改善に向けての積極的な取り組みを基礎とする改革総合支援事業への応募・採択による国庫補助金の増額などによって、前回第三者評価を受けた 2017 年度（平成 29 年度）以降、定員以上の入学者を迎えて短大部門として収入超過となり、短大の財政状態は一時的には改善がみられるようになった。

しかし、2021 年度（令和 3 年度）及び 2022 年度（令和 4 年度）と入学者数の減少が続く経常収支が支出超過、2022 年度（令和 4 年度）は資金収支も支出超過となっている（提出 25、提出 26、提出 27）。学生募集は奨学金枠の拡大による入学者獲得に依存しているため、財務構造として奨学費比率が高いことも事実である（提出 30）。このため、教育研究経費自体は経常収入の一定割合を維持しているものの、実質的な教育研究経費は 20%台後半の水準にある。また、特に幼児教育専攻の学生確保が近年困難な傾向で、2022 年度（令和 4 年度）入学生は定員の 56%となり、財政収支上極めて厳しい状況となっている（提出 33）。

今後は、短大・法人一丸となって対策を考え、その上で、モデル収支表を作成し、財務数値の戦略目標を定め、2026 年度に迎える学園創立 100 周年に向けて一定の施設・設備更新、新規投資が可能となるような方策を短大を含め学園全体で模索している。

なお、的資源の管理については、外部監査、監事監査を通じて適正に行われている。短大、中高、保育園の各部門別の管理も行われており、財政状態の把握は適切になされている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区

分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。

（b）文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

2021 年度（令和 3 年度）までは入学者の定員超過が続いたが、2022 年度（令和 4 年度）の定員に対する入学者の割合は 85%、2023 年度（令和 5 年度）は 80%と入学者数は減少傾向となっている（備付 37）。より積極的な学生募集や魅力あるカリキュラムへの変更等を行い、入学者数の増加を図るとともに、定員超過となってもそれに比例するほど財政状態が改善しない現状の問題点を改善する必要がある。2022 年（令和 4 年）2 月、堀之内学園として私立学校振興・共済事業団の経営相談を実施し、財務分析における短期大学部門のポイントとして、特に、①奨学費支出の見直し、②人件費の適正化、③損益分岐点の引き下げ、の 3 点を受けている。これらの指標を引き続き参考とするとともに、2021 年度（令和 3 年度）から始まった修学支援新制度の中で短大の学生募集のあり方等を再検討・改善し、学園としての中期計画策定と連携して作業していく予定である（備付 74）。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

前回第三者評価を受けた 2017 年度（平成 29 年度）以降の短大部門として収入超過であったが、2021 年度（令和 3 年度）に経常収支が支出超過となり、2022 年度（令和 4 年度）は資金収支も支出超過、2023 年度（令和 5 年度）予算においても支出超過が見込まれている（提出 27）。

入学定員を超える学生を獲得することによって財政を維持するという、過去続いてきた支出超過の財務構造が是正できてない状況にある。このため、学生納付金収入の減少に対応し、奨学費支出の見直しや人件費の抑制等を初め、経費の削減に取り組み、損益分岐点の引き下げを図る必要がある。同時に学園全体の資産内容を精査し、教育研究活動に保有資産を効果的に活用する方途を考える必要がある（提出 36、備付 69）。

学生納付金収入の減少に対応し、奨学費支出の見直しや人件費の抑制等を初め、経費の削減に取り組み、財務構造の改善を図る必要がある。

また、帰属収入の増加と多様化を図るために、本学園が 2023 年度（令和 5 年度）に始めた創立 100 周年記念事業資金募集を活用するなどして、現在は極めて少ない寄付金収入を増加させる課題に学園と連携して取り組む必要がある（備付 66）。また、教員には外部競争的資金の獲得を促し、不足する研究設備の充実を図る課題がある。

現在は非常事態との認識をもって入学生の確保に向けて最大の努力を注入しているが、教育活動関係支出については、教材費や教育経費などの慣行をゼロベースで見直し、財的資源のより効果的な活用を図る必要がある。人件費支出の抑制については、学園本部との意思疎通を十分に図り、短大の将来構想に合致する最適な人事を併行して検討していくこ

とが重要である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

キャッシュフロー面の改善をまずは図ることとしている。また、保有資産内容を見直し、教育資源への動員を可能にする方策を検討中である。

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の行動計画としては、保育園設立計画及び財的資源改善のための計画が予定されていた。

東京立正保育園が2018年（平成30年）4月1日に設立され、学園として寄付行為の改訂とともに、財務・会計等の管理制度が確立された。

また、策定された堀之内学園経営改善計画（平成25～29年度）により、学園として経営改善の取組みがなされ、法人全体として経常収支が2016年度（平成28年度）には収入超過となったが、2019年度（令和元年度）より支出超過が3年間継続している（提出25、提出26、提出27）。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

財的資源の改善のためには、財務諸表から導かれる数値目標を達成するための諸施策が検討され、そのための行動計画が策定されることになっている。

上記の通り、本学園は2019年度（令和元年度）より支出超過が4年間継続しているが、この要因は短大の入学者の減少のみならず、本学の高等学校の2021年度（令和3年度）の入学者が定員の約半数しかいなかったことなどに起因している。また、本学の保育園の入園者も2021年度（令和3年度）の100名をピークにそれ以後は減少傾向となっている。少子化に起因するこのような状況を鑑みると、保育園、中学校、高等学校、短大各1校という本学園の体制の再検討を含め、財政状況改善のための諸施策の早急な検討と、その着実な実行が急務であり、2023年度（令和5年度）において取り組みを開始することとしている。

基準Ⅳ

リーダーシップとガバナンス

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

〈根拠資料〉

提出資料

39 寄附行為

40 理事会議事録（2020 年度）（PDF）

41 理事会議事録（2021 年度）（PDF）

42 理事会議事録（2022 年度）（PDF）

43 諸規定集

備付資料

70 理事長の履歴書（2023 年 5 月 1 日）

71 学校法人実態調査表（2020 年度）

72 学校法人実態調査表（2021 年度）

73 学校法人実態調査表（2022 年度）

74 中期計画

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1 の現状>

堀之内学園寄附行為第7条に基づき、理事長職を堀之内妙法寺住職が務めている（提出39）。理事長は、学園の歴史に精通し、宗教者として学校教育について明確な理念をもっている。しかし、宗教者としての活動から日常の学校の管理運営に常時携わることが難しいこともあるので、寄附行為第8条によって常務理事1名を置き、短大学長が常務理事として職務を代行している。常務理事は、中学・高等学校長、保育園長と月1回定期開催のトップ会議と学内理事会に留まらず日常的に意見交換の場をもち学園全体の管理運営に責任者代行として職務を遂行し、必要な事項は理事長に報告されている。

理事会は、寄附行為第15条に基づき理事長の下、隔月に定期開催され、財務、人事、規程整備等の重要事項の決定に当たっており、学園の将来構想についても意見交換がなされている（提出42）。理事長はじめ全理事ならびに監事が出席し、常務理事、短大学長、中高校長及び保育園長の報告を受け、学園の現状を正確に理解し、情報を共有した上で審議が行われている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

上記体制は、實際上よく機能し、学校運営の障害とはなっていない。学校運営の改善が進み、財務状況の回復も一定程度見られてきた。ただ、現在は、短大学長が常務理事を兼務していることにより多忙のため、業務運営にあまり余裕がないのが現状であり、2023年度（令和5年度）からは、常務理事と短大学長の分轄を予定しており、理事長・常務理事のリーダーシップの発揮が期待されている。法人本部機能を強化し、今後の経営改善をどのように進めて行くかなどの検討をする体制を逐次整備している状況である。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は、精神的支柱として学園の基本的な問題について真摯に取り組もうとする姿勢を持っている。今後については、理事長の考えや学園の現状認識等の意思疎通をより一層密にするため、理事長と法人本部との会合機会を設けることも計画されている。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

- 44 教授会議事録（2020年度）
- 45 教授会議事録（2021年度）
- 46 教授会議事録（2022年度）

備付資料

- 50 学長の個人調書
- 51 学長の教育研究業績書

75 各委員会の議事録

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

月1回開催の定例教授会、各専攻課程会議、教務委員会などが開催され、学生の履修状況、カリキュラム編成や教育実施上の諸問題が常時話し合われ、方向性が決定・共有されている（提出46、備付75）。教授会の審議事項は学則第52条及び教授会規程に定められ、学長の諮問に適切に応える体制ができている（提出4）。入学者の選考、進級・卒業判定、カリキュラム編成などの学事に関することはもとより、各委員会（教務委員会、学生委員会、就職委員会、入試広報委員会、公開講座地域連携委員会、FD推進委員会、セクシュアル・ハラスメント等対策委員会、図書館運営委員会等）の検討結果と課題が毎回の教授会で報告され議論され、その結果は、学長及び全教員で共有されている。また、任用委員会において適当と認められた人事案件についても教授会で検討され、学長への意見として具申される（備付75（任用委員会議事録））。

小規模短大の利点を活かし、日常的に学長を含む教職員相互の意思疎通が図られている。個別の学生が学習上抱える問題は、担任と学生との相談の域に留まらず、専攻課程会議や教務委員会さらには教授会の席上でも取り上げられ、学長以下、短大や専攻全体で解決策が検討されている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長のリーダーシップの下、短大の運営は適法に実施され、また教授会等の教学機関も適切に開催され、学長はその審議結果を共有し、短大の運営が行われている。

その一方で、教学運営体制という点からは、小規模校であり、教員数も専任教員 14 名と少ないため、日常的な課題への対応が個々人のマンパワーに依存しやすいという課題を抱えている。かつ、業務が特定の教員に集中しやすいという構造があり、諸問題の組織的対応、業務の平準化について学長の主導性発揮が求められている。

また、進行中の 18 歳人口の一層の減少を見越した本学の中長期的方向性に関する問題提起に関し、学長職のリーダーシップが求められている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長の日常的な意思決定における教授会との関係は規程に沿って運用されている。短大運営についての理事会と学長との意思疎通については、学校法人常務理事と学長が兼務なため、良好な状況であると言える。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

〈根拠資料〉

提出資料

- 47 評議員会議事録（2020 年度）
- 48 評議員会議事録（2021 年度）
- 49 評議員会議事録（2022 年度）

備付資料

- 76 監事の監査状況（2020 年度）
- 77 監事の監査状況（2021 年度）
- 78 監事の監査状況（2022 年度）

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議

員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、理事会に毎回出席し、理事の職務遂行状況について、常に把握しようと努めている。学内理事会にも監事1名が毎回出席し、学内の問題や各学内理事の職務遂行状況等の常統的な把握にも努めている。また、毎年、監査報告書を、理事会、評議員会に提出し意見を述べている（備付78）。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は理事の2倍以上の評議員によって構成されることと寄附行為に定められている。次年度事業計画、予算については理事会決定の前に開催される評議員会において評議員会としての意見をとりまとめ理事会に具申している（提出49）。このほか、決算に関する評議員会と年度中間の評議員会が開催され理事会からの諮問事項について審議している。評議員会の開催日に評議員数名を委員に含む堀之内学園100周年記念事業準備委員会が2016年度（平成28年度）発足し、これまで3回開催され、学園の将来構想が議論されてきた。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

短大ホームページ上に教育情報やその他の公開情報を定期的に公表・公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

問題とはなっていないが、監事は非常勤であるために、日常的な学園の状況の把握が難しい側面がある。このため、監事1名が参加する学内理事会の場を通じて、毎回、短大等の各施設校が学事報告等により学園の状況を監事に届ける仕組みを構築し取り組んでいる。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

なし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

リーダーシップとガバナンスの前回の行動計画については、経営改善の施策が軌道に乗ったことを確認した後、ガバナンスの再規定についての組織的検討に入る予定としていた。2019 年（令和元年）10 月に学園法人本部の人的配置増により本部機能の強化を図るとともに、「日本私立短期大学協会 私立大学・短期大学版ガバナンス・コード（令和 2 年 1 月 16 日）」を受け、これをガバナンスの再規定とし、大枠としてこれに準拠して学校運営をしていくこととしている。これまでガバナンスは適切に機能しており、大きな問題は特にない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学園として厳しい財政収支が継続しており、将来に向けた強いリーダーシップの下、再び経営改善が必要な状況になってきているため、経営改善計画策定や中期計画の見直し等を通じて取り組む予定としている。

